

213
509

玉鳳煥采

019408-000-8

213-509

玉鳳煥采

鷺尾 順敬/編

M43.5

ABG-0110



213-509

玉鳳煥采

明治
43.12.7
寄贈

妙心寺



例言

一 伏見宮家の御寶庫に、花園法皇の宸筆にかゝる宸記二十餘卷を秘藏せさせ給ふ。これに依りて現に世間に寫傳する法皇の宸記は、その一零卷なるを知る。本書の編修に方り、特に殿下の御允許を忝うし、その佛教に關する部分を拜寫する光榮を得、本書に依りて始めて之を世間に傳ふることゝなりたるは、實に感喜して措く能はざるところなり。

一 本書法皇の佛教に關する御事蹟を記述するに、主として宸記に依りて法皇親ら記録し給へるところを掲げ、加ふるに妙心寺大徳寺等の文書を掲げて參照し、一も後人の推想臆斷を交へず、適新に研究闡明したるところは、文中特に之を辨す。

一 本書は、勅諭無相大師の五百五十年忌の一記念として、妙心寺に於いて刊行せらる。法皇が大師并に妙心寺に對し給へる永久の關係は、茲に言ふを待たず。

一 本書の編修は、妙心寺の前執事長天澤文雅師等の依頼により、不肯厭敬その任に當りて筆を執りたるもの、全篇の記述に對して、固より責任を辭せず。

一 本書の編修刊行の事務は、天澤文雅川上孤山の二師、専ら擔任せられ、殊に伏見宮家御秘藏の宸記拜寫の事は、川上孤山師主として斡旋せられたり、この完成を見るに至りたるもの、全く二師の熱誠に由る。

明治四十二年十二月

編修者 謹識

玉鳳煥采

目次

第一章 序言	一頁
第二章 御事歴	八
一 御系統	八
二 御誕生竝に立太子	九
三 御踐祚	一〇
四 御即位竝に大嘗會	一二
五 御元服竝に内裏御遷幸	一二
六 御讓位	一四
七 御落飾	一七
八 御崩御	一九
第三章 御學問	二一
一 御讀書	二一

二	國書上	二九
三	國書下	三四
四	漢籍上	三九
五	漢籍下	四九
六	佛典上	五五
七	佛典下	六四
八	詩歌繪畫	七六
九	御學風	八五
第四章 御性行		
一	御境遇	九七
二	御仁孝	一〇三
三	御謙讓	一一一
四	御謹嚴	一一八
五	御修養	一二五
六	御感慨	一三〇
七	御風雅	一三七

第五章 御信仰

一	御發心	一四四
二	御念誦	一五二
三	御受戒	一五八
四	御聽聞	一六五
五	御祈禱	一七六
六	御修行	一八七
七	御參禪上	一九四
八	御參禪下	二〇五
第六章 御遺勅并に妙心寺の建立		
		二一八

御製法華品釋

		一
--	--	---

寫眞版目次

一 花園法皇宸影 (妙心寺所藏) 卷首

二 花園法皇宸翰 (同) 同

三 花園法皇宸翰 (同) 同

四 後土御門天皇繪旨 (同) 同

五 玉鳳禪宮 (妙心寺所藏) 同

六 後土御門天皇繪旨 (妙心寺所藏) 同

七 後西院天皇繪旨 (同) 同

八 花園法皇宸記 元亨二年八月二十三日二十
四日二十五日二十六日之條 (伏見宮家御所藏) 一三二
頁の次

九 花園法皇宸記 元亨三年六月
二十六日之條 (同) 二〇四
頁の次

十 花園法皇宸記 元亨三年十二月十一日十
三日十四日十五日之條 (同) 二〇八
頁の次

十一 花園法皇宸記 元亨三年十二月
十四日之條 (同) 同

目次畢

花園法皇宸影



往年先師大燈
 國師所於此一燈
 得休歇特傳指弄
 之後教思謙德且
 與隆佛法志意
 庶幾忘而心依
 達于今未遂其願
 頃年病病經年苦難
 相宜慎憐望早即
 恨何のめの一法再興
 并妙心寺法堂下中
 並仙師の坐地坐位過
 一時必可滿手也志門
 徒中其仁不存於回遠
 慮了寂果難隆之願
 有遺身法法善性也
 貞應三年八月廿日
 同上人御堂

塔頭玉鳳院事
 不濕妙心寺開山
 上人為各別之流
 塔之不二門弟於續
 仍為後法一四條善
 貞應三年八月廿日

後土御門天皇編旨

妙等者 花園法皇草
 離宮被為禪刹之名蓋其
 基本寔以不談法經權度
 之禍亂令没倒之趣達
 天聽訖早運謀計且令
 再與者
 編命上公の被運之旨
 文明九年法皇共在禪刹
 言江上人禪室

玉鳳禪宮



妙禪寺者 花園院宇離
 宮作其宇請屏山松高月明也
 如祖教是宗門法雙之刺後
 罪度之亂其後發之亦發將
 永不論有行庶再請其非
 無有為未寺 明禪廟築其
 列其教寺家亦其者
 論命心以發其外
 奉奉其本其本其發
 特芳碑師也

妙心禪寺者 花園仙院蘇願
 蘭若佛法本源誠是宗門無
 及之名刹也爰當開山國師
 三百年忌改 離宮之舊基
 添法堂之新制且全造營之
 成功奉祈 寶祚之悠長
 者
 給命心此仍執達其件
 明曆三年三月十日 奉修願
 妙心寺僧中

玉鳳煥采



第一章 序言

明治四十一年十月十三日に降し賜はりたる詔書を拜讀するに、その一節に宣はく。

抑、我が神聖なる祖宗の遺訓と、我が光輝ある國史の成跡とは、炳として日星の如し。寔に克く恪守し、淬礪の誠を輸さば、國運發展の本近く斯に在り、と。是れ殊に吾等國民たる者が、心肝に銘記して服膺したてまつるところなり。我が國は歴史の國なり。二千五百六十餘年金甌缺くる無く、世世英明な

る天子上に統御し給ひ、忠勇なる國民下に奉事して聖謨を翼賛し、國光を發揚したり。既往の事實は歴史の上に燦然として光輝を放ち、我が國民の心目を照破せり。是の如き歴史を有する國民は、世界萬國何處にかその比類を求むることを得ん。我が國は歴史の國なり。我が國民は歴史の國民なり。歴史は我が國民が活動の元氣となり、發展の勢力となれり。今日まで既に然り。今日以後亦永く然るべし。吾等及び吾等の子孫は、この國運發展の本を思ひ、益、淬礪の誠を輸し、永く渝ることあるべからず。而して方今内外多事にして、國民の思想動もすれば雜駁に流れんとするに方り、吾等之を思ふこと益、切なるものあり。

二

願れば我が國の歴史の研究は、徳川時代以來漸く盛にして、

歴史に關する書籍の編修公刊せられたるもの甚だ多し。然れども徳川時代には、歴史の研究が未だ専門の學術となるに至らずして、神道者儒學者等の餘業なりしなり。而して彼等が研究の方法、及びその成績等は、今日より之を見れば完全なりと謂ふべからず。殊に神道者儒學者等が、各自家の意見を加へて事實を取捨せんとしたるものあり。彼等は常に佛教を敵視したるを以て、我が國の歴史上に於ける佛教に關する事實を闡明するなく、往往之を曲解し、適、寺家僧侶の惡弊を見て、極力攻撃するを事としたり。是の如きは當時神儒佛の三教鼎立して交、排擠し、而して神道者儒學者が獨り彼等の餘業として、我が國の歴史を編修公刊したるに方りては、寧ろ當然の事なるべし。然れども彼等の偏見が我が國の歴史の眞面目を掩没して、後世の讀者を誤りたる多き

は、吾等の殊に慨嘆に堪へざるところなり。

四

三

我が國前代の遺物たる古文書古記録古圖畫等の蒐集せられたるものに依りて、我が國の前代を追想すれば、我が國は全然佛教國なり。是等の遺物は殆ど皆佛教に關係するものにして、古寺院に保藏せらる。而して自ら前代の文明の性質狀況を明示せるものなるは、固より論なし。

實際佛教が我が國の歴史の上に於ける位置極めて廣く、且大にして既往の社會の各部面に亙りて勢力ありたることは、各種の遺物に依りて知らる。されば我が國の文明の沿革を詳にし、我が國民の思想行動の由來するところを明にせんとするには、必ず佛教に關する事實を闡明せざるべからず。一方には確實なる材料益、蒐集せられ、他方には公平なる學

者の研究益、進涉し、佛教に關する事實の闡明せらるゝに至り、始めて我が國の歴史の眞面目を發揮せらるゝを得んなり。

四

歴代の天皇皇后及び皇子が、深く佛教を崇信し給ひ、賢相名將等より下國民に及び、その勢力の及ばざる所なきに至りたり。奈良朝平安朝に於て、宮中が佛教興隆の中心となりしは明白なる事實にして、降りて鎌倉時代に入りて、所謂宮中佛教の外に、新佛教の興隆するに至りても、亦漸く宮中が其中心となりたる狀あり。天皇皇后及び皇子が、深く淨土、禪等に叡旨を傾け給ひたるとは、寔に驚くべきものあり。されば我が國の歴史上に於ける佛教に關する事實を闡明せんとするには、先づ佛教興隆の中心の事實を闡明し、天皇皇后及

六
び皇子が如何に崇信し給ひたるか、之を拜察したてまつるを得ば、吾等國民たる者が、感奮崇仰の至りに堪へざる所なるべし。鎌倉時代以後英明なる天皇上皇及び皇子等が、清新活潑なる新佛教に叡旨を傾けたまひたる事實に關して、殊にその然るべきを推想したてまつらざるを得ず。

五

鎌倉時代の末、幕府の執權政治漸く天下の人心を失ひ、殆どその威信を保つに苦めるに方り、朝廷の威勢の漸く加はらんとするは、自ら大勢の然らしむる所なるべしと雖、英明なる天皇交、出て、立ちたまへるに由らずんばあらず。當時朝廷には兩皇統の近臣等の軋轢ありて、幕府は其間に入りて大に干與し、朝廷の威勢を抑壓せんを力めたるも、兩皇統の天皇交、出て、英明の天資を以て内外の學問を究め

給ひ、専ら修養精勵したまへるもの、自ら一大勢力の伏する所となり、遂に異日建武中興の大業成りて、朝廷の威勢滿天下を覆ふに至りたるもの良に以あるなり。

殊に花園天皇は夙に内外の學問に精達し、道德識見一世に卓出し給ひ、その幕府の上奏によりて天位を譲り給ひて後、益、學問修養を事とし給ひ、深く佛教を崇信して、宗門の大事を了得するに至り給ひ、玉鳳院中の一大宗師として尊仰せられ給へり。固より天皇の御事蹟は國史の上に燦然として光輝を放てるも、その佛教の方面に關しては、益、之を闡明し、顯揚したてまつらんこと、吾等の至願なり。

是に於いて天皇の御事蹟の佛教の方面に關し、謹んで記述せんとするも、固より區區の研究を以て、唯全龍の片鱗を描くに過ぎざるのみ。

第二章 御事歴

一 御系統

後嵯峨天皇崩御の後、後深草天皇の後は、伏見の持明院殿に御し給へるを以て持明院流と云ひ、龜山天皇の後は、嵯峨の大覺寺に御し給へるを以て大覺寺流と云ふ。而して花園天皇は持明院流より出てたまへり。今、後嵯峨天皇以後の歴代天皇の皇統を表示すれば左の如し。

第八十八代

後嵯峨天皇

御諱邦仁、法名素覺、在位四年、年號寬元四、壽五十三、御母顯皇太后源通子、中宮藤原嬉子、

第八十九代

後深草天皇

御諱久仁、在位十三年、年號寶治二、建長七、康元一、正嘉三、正元一、壽六十二、御母大宮院嬉子、中宮藤原公子、

第九十代

龜山天皇

御諱恒仁、法名金剛源、在位十五年、年號文應一、弘長三、文永十一、壽五十七、御母大宮院嬉子、皇后藤原信子、中宮藤原嬉子、

第九十一代

後宇多天皇

御諱世仁、法名金剛性、在位十三年、年號建治三、弘安十、壽五十八、御母京極院信子、皇后遊義門院鈴子内親王、

第九十二代

伏見天皇

御諱照仁、法名素融、在位十一年、年號正應五、永仁六、壽五十三、御母主輝門院藤原信子、中宮藤原鐸子、

第九十三代

後伏見天皇

御諱胤仁、法名理覺、在位三年、年號正安三、壽四十九、御母永福門院藤原鐸子、女御藤原寧子、

第九十四代

後二條天皇

御諱邦仁、在位六年、年號乾元一、嘉元三、徳治二、壽二十四、御母西華門院源基子、中宮藤原忻子、

第九十五代

花園天皇

第九十六代

後醍醐天皇

二 御誕生竝に立太子

第九十二代伏見天皇の永仁五年七月二十五日富小路殿に於いて第二皇子として誕生し給ふ。御諱は富仁。御母は顯親門院季子と云ひ、故入道前左大臣藤原實雄の第三女なり。正

安三年八月十五日御年甫めて五歳にして後伏見上皇の御養子となり給ふ。實は上皇の皇弟に當らせ給ふなり。立親王の宣下あり。同日御著袴し給ふ。

同年八月二十四日後二條天皇の皇太子となり給ふ。實は天皇の御從弟に當らせ給ふなり。嘉元元年十二月十九日御年七歳にして富小路殿に於いて御書始をなし給ふ。御書は御註孝經にして、式部大輔在輔新寫して之を獻し、侍讀學士在經朝臣之を授け奉る。關白兼基太子傳師教以下十二人參仕し、次に兼基御手本を獻し、御習字始をなし給ふ。

三 御踐祚

延慶元年八月の初より天皇御不豫に渡らせ給ふ。五壇法を薰修し、次に藥師法愛染王法等を薰修せさせ給ひて、御平癒を祈禱せさせ給ふも、未だ驗なく、二十五日遂に二條殿に於

いて崩御し給ふ。皇太子は伏見上皇の御所たる持明院殿に御し給ふ。八月二十六日土御門殿に行啓して御踐祚し給ふ。時に御年十二歳なり。二條殿より劍璽渡御あり。次に内侍所渡御あり。閏八月二十九日代始の三壇法を始行せさせ給ふ。九月二日幕府の使京都に上り、伏見上皇御政務あるべきよしを奏上し、十四日持明院殿に於いて奏事始あり。上皇御政務を視給ふ。

同年九月十四日後宇多法皇の御所なる万里小路殿に於いて御立坊の御祈禱あり。五壇法を薰修せさせ給ふ。十九日法皇の第二皇子にして、先帝の皇弟に渡らせらるゝ中務卿三品尊治親王を冊立して皇太子となし給ふ。時に皇太子御年二十一歳にして、天皇より長し給ふと九歳なり。左大臣冬平を以て太子傅となし給ひ、春宮料等の宣下あり。

四 御即位竝に大嘗會

是より先奉幣使を發遣して御即位の事を告げ給ひ、且つ大
 稜を行はせられ、十月十六日太政官廳に行幸し給ひて御即
 位の大禮を擧げ給ひ、幾もなく土御門殿より二條富小路殿
 に遷幸し給ふ。十月二十一日大嘗會御禊の爲め河原頓宮に
 行幸し給ふ。十一月四日神饌御供進の御習禮あり、尋いて大
 嘗會國司叙目を行はせらる。九日持明院殿に行幸して二上
 皇に會晤し給ひ、再び御習禮あり。尋いて大嘗會の叙位を行
 はせられ、二十四日大嘗會の盛典を擧げさせらる。廻立殿に
 行幸あり、次に悠紀殿に御して神饌御供進等あり。攝政冬平
 等參仕す。

五 御元服竝に内裏御遷幸

三年十二月二十七日明年御元服の御祈禱の爲め、眞言院に

於いて愛染明王法を薰修せさせ給ふ。應長元年天皇御年十
 五歳にならせ給ふにより、正月三日二條富小路殿に於いて
 御元服の儀あり。加冠攝政太政大臣冬平、理髮左大臣家平、能
 冠内藏頭俊言、公卿土御門大納言通重以下十八人參仕す。五
 日御元服後宴あり。舞樂等例の如し。七日前關白以下賀表を
 奏す。夜に入りて大赦を行はせらる。

翌正和元年十一月二十四日富小路殿御修造始あり。幕府用
 途を進獻す。四年正月二十七日富小路殿新内裏の上棟日を
 定められ、二月十日上棟式あり。

文保元年三月四日新内裏遷幸の日を定め給ふ。八日幕府の
 使上京し、遷幸の沙金を進獻し奉る。四月六日新内裏に行幸
 あり。七日遷幸の御祈禱始行せさせたまひ、八日新内裏に於
 いて安鎮法を始行せさせ給ふ。十八日新内裏御裝始。十九日

早且御帳臺を立つ。この日二條の皇居より富小路殿の新内裏に遷幸あり。關白道平以下公卿殿上人諸司等供奉す。内侍所渡御あり。春興殿に奉安し給ふ。同日二間觀世音菩薩像を遷させ給ひ、二十七日始めて二間に於いて御念誦し給ふ。五月二十一日幕府の使上京し、遷幸を賀し奉る。

是より先正和二年十月十四日伏見上皇御政務を後伏見上皇に譲り給ひて御落飾あり。これより後伏見上皇御政務を視給ひ、同日上皇の御所なる常盤井殿に於いて奏事始あり。

六 御讓位

初め文保元年二月新内裏漸く落成せんとして、幕府御讓位を奏上せんとす。三月三十日幕府の使刑部權大輔親鑒入京し、尋いて僧禎覺上京し、關東の形勢を奏上す。同夜持明院殿に行幸ありて、伏見法皇後伏見上皇に會晤し給ふ。幕府の使

入京の事に關すへし。

蓋し當時兩皇統對峙し、兩方の近臣益、勢力を争ひ、各、窃に幕府に結はんとす。適、伏見法皇の近臣京極爲兼事によりて佐渡に配流せられ、自ら持明院流の勢力に關係する所あるに方り、大覺寺流の近臣の好機を得て乘するありて、幕府の意亦漸く動き、遂に御讓位を奏上せんとす。且つ大覺寺流より出でたまへる皇太子尊治親王已に御年三十歳になり給ひ、代はりて御踐祚せんとし給ふ。是の如くにして御讓位は、方に必然の形勢となれるものゝ如し。

同年六月十四日伏見法皇御不豫に渡らせられ、五壇法を薰修せさせ給ひて、御平癒を御祈禱せさせ給ふも、未だ驗なく、九月三日持明院殿に於いて崩御し給ひ、天皇錫紵を著御し給ふ。四日玄輝門院の御所なる衣笠殿に於いて御經供養始

十六
行せさせ給ふ。九日顯親門院落飾し給ひ、法名圓常覺と云ひ給ふ。

二年正月御讓位のこと略ぼ定まり、關白道平より皇太子御踐祚のこと御和與あるへきよし奏上し、御聽許あり。二月二十一日幕府の使縫殿頭貞重入京し、後宇多法皇の御所なる大覺寺殿に參入し、入道前太政大臣實兼の第に至り、皇太子御踐祚のことを謀り、二十六日の夜半天皇御讓位あり。皇太子万里小路殿より冷泉宮小路殿に行啓し給ひ、御踐祚の御儀あり。劍璽内侍所同殿に渡御あり。是を後醍醐天皇となす。既に然れば御在位十年なるも、親ら御政務を視給ひたることなく、遂に御讓位し給へり。三月十日土御門殿に御し給ひて、太上天皇の尊號を受け給ふ。後、持明院殿に遷御し、後伏見上皇と御同座し給ひ、常に内外の群籍を讀み給ひ、學問修養

を事とし給へり。

七 御落飾

後醍醐天皇立ち給ひて、親ら政務を視給ひ、大に精勵し給ふ。幕府を討伐し給んとの風聞關東に傳はり、幕府の兵京都に上りて禁裏を侵すに至り、天皇笠置寺に行幸して假皇居となし給ひ、勅を降して諸州の義兵を募り給ふ。是に於いて京都は忽ち修羅の巷となり、天下の人心騷然として鼎沸す。元弘元年八月後伏見上皇及ひ皇太子康仁親王と共に戰塵を避けて六波羅に遷幸して御同座し給ふ。尋いて後伏見上皇と共に、六波羅より常盤井殿に遷幸して御同座し給ふ。皇太子は土御門殿に行啓し給ひ、九月二十日同殿に於いて御踐祚あり。即ち之を北朝光嚴天皇となす。尋いて後醍醐天皇隱岐に遷幸の議あり。

北朝正慶二年五月南軍京都に攻め入り、六波羅に逼る。即ち
 天皇上皇及び皇太子と共に京都を出て、近江に遷幸し給ひ、
 伊吹山太平護國寺に入御ありて御同座し給ふ。尋いて天皇
 及び皇太子廢せられ給ひ、後醍醐天皇遂に遷幸の途に上り
 給ふ。二十八日後伏見上皇光嚴上皇等と共に京都に還幸し
 給ひ、持明院に入御し給へり。

元弘三年六月二十六日後伏見上皇御落飾し給ひ、法諱理覺
 と云ひ給ひ、後改めて行覺と云ひ給ふ。
 是より先御落飾し給はんとしたるも、未だ御志を遂げ給は
 ざりしが、建武二年十月二十三日御領を光嚴上皇に譲り給
 ひ、十一月二十三日に至り、法勝寺圓觀鏡を請して戒師とな
 し、持明院殿に於いて圓頓戒を受け給ひ、法諱徧行と云ひ給
 ふ。御年三十九歳なり。是より法皇と稱し奉る。二月十三日顯

親門院薨し給ふ。御年七十二なり。

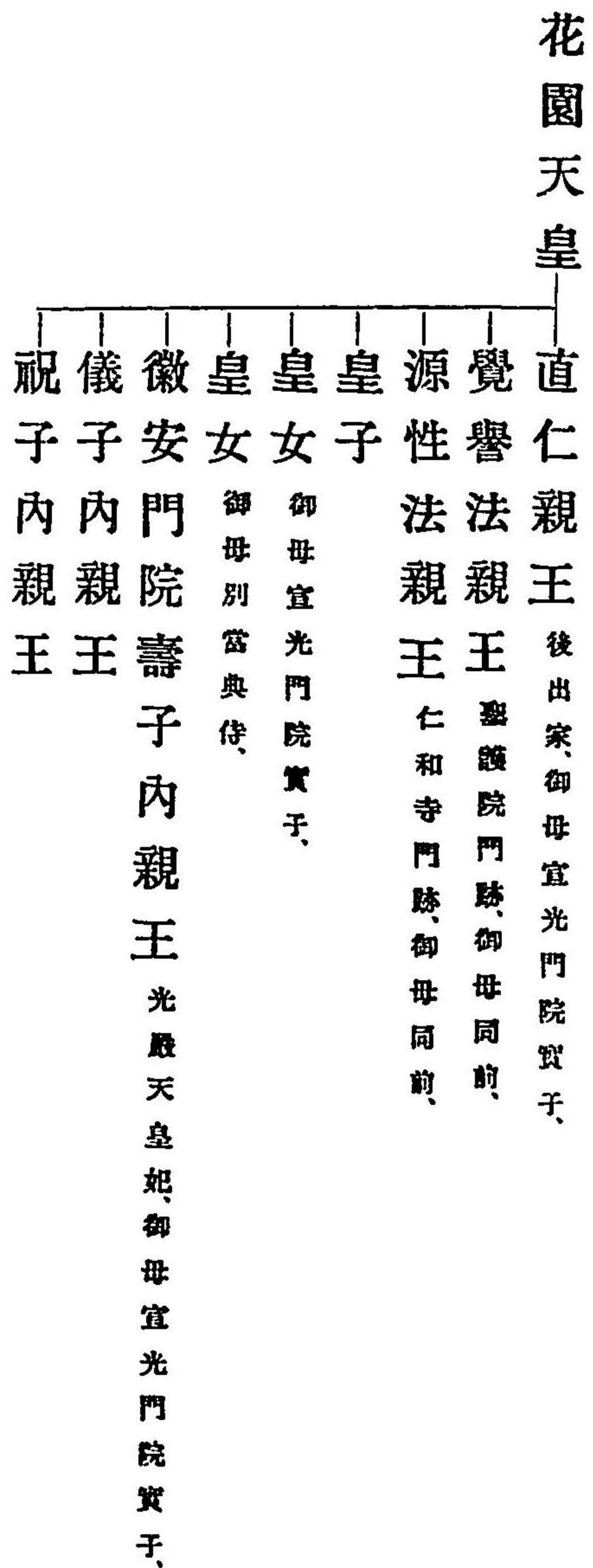
後、花園殿の舊趾に萩原殿を造營して遷幸し、日夕修道參禪
 を事とし給ひ、交、各宗の高僧大徳を召して、その教義を研究
 し給ひ、後殊に専ら禪に御意を傾け給へり。

この時南北兩朝相分れて天下大に亂る。南朝は後醍醐天皇
 吉野の行宮に御して政令を諸國に傳へ給ひ、後、天皇崩御し
 給ひ、後村上天皇御即位し給ふ。北朝は光明天皇御即位し給
 へり。

八 御崩御

北朝貞和二年五月萩原殿に御して御惱あり。光嚴上皇御幸
 し給ひ、阿闍梨慈嚴僧正を請して御平癒の御祈禱あり。七月
 御惱稍、輕減し給ひ、醫師等に勸賞あり。四年二月御惱再び重
 く、十一月十一日遂に萩原殿に崩御し給ふ。御年五十二歳な

り。十三日御入棺の儀あり。東山十樂院太子堂に渡御し給ふ。前大納言正親町公蔭等供奉す。同堂に御葬送の儀あり。花園院と號し奉る。同堂に於いて御中陰の御佛事あり。後宮宣光門院實子、皇女徽安門院壽子内親王、同祝子内親王、萩原殿に於いて御喪籠あり。御陵を十樂院上陵山城愛宕郡に在りと稱し奉る。四皇子五皇女あり。即ち次の如し。



第三章 御學問

一 御讀書

法皇が常に如何なる書籍を讀み、如何なる御思想を養ひ、如何なる御識見を持たたまひたるか、聊か之を窺はんとす。御皇父、御皇兄、皆常に御學問に御意を傾けたまひたれば、法皇の御幼時の事、自ら想察するに餘りあり。然れども御書始以後の事之を詳知するによしなし。御即位の後御政務を視たまふことなきを以て、自ら御學問に御意を傾けたまひ、御讓位の後に至りて益、御意を傾け給ひ、日夕専ら内外の書籍を獵涉研究し給ひ、殊に元應元亨正中の交、最も御學問に耽り殆ど寢食を忘れ給ひたり。親ら數、その事を記録し給へり。即ち左の如し。

徒然之外無他、終日誦讀内外經典耳、一〇慶元二年十一月十六日條。

閑披古集之外、終日無他、遊心方外、養野性也、〇元亨二年十二月廿六日條。

閑居、終日無事、只讀墳典向古人耳、〇正中元年四月四日條。

余獨閑寂、憑書案見古事、〇正中元年四月十八日條。

終日無事、憑書案消永日、〇正中元年四月十九日條。

宸記に依りて之を見るに、法皇が常に繙讀し給ひたる書籍は甚だ多く、和漢の制度、歴史、哲學、文學に關するもの、遍く之を獵涉し給ひ、その佛教に關するものは、顯密禪淨の諸宗の經論章疏に亘りて研究し給へり。さればその御學問の該博にわたらせられたること、實に驚かざるを得ず。正中元年の頃、親らその繙讀し給ひたる書目を記録し給へり。即ち左の如し。
凡所讀經書目錄

内典

大日經 <small>七卷</small>	金剛頂經 <small>三卷</small>	蘇悉地經 <small>三卷</small>
理趣經 <small>一卷</small>	法華經 <small>八卷</small>	寂勝王經 <small>十卷</small>
仁王經 <small>二卷</small>	維摩經 <small>二卷</small>	楞伽經 <small>一卷</small>
地藏本願經 <small>三卷</small>	如意輪經	般若經
壽命經	阿彌陀經	無量義經
普賢經	無量壽經	稱讚淨土經
轉女成佛經	天地八陽經	金剛般若經
像法決疑經	造塔延命功德經	遺教經
圓覺經	首楞嚴經	金光明經
菩提心論	三十頌	唯識論
大日經疏	理趣釋	即身成佛義
阿字義	三教指歸	二教論

聲字實相義

心經祕鍵

寶鑰論

卍字義

大光明藏

碧巖錄

普燈錄

悉曇字記

悉曇要集記

梵語集

外書

左傳

毛詩

尙書

禮記

孝經

論語

孟子古久註

史記

漢書

後漢書

南北史抄

通鑑

老子

莊子久

荀子久

楊子法言

鬼谷子

淮南子

文中子

國語

宋齊丘化書

史通

帝範

臣範

貞觀政要

文選

帝王略論三卷

孝經述義

禮記子本疏

尙書正義久

□禮久

大□

本朝書竝記錄

日本紀

續日本紀

日本後紀

續日本後紀

文德實錄

三代實錄

本朝世記

令廿卷草任侍讀

律廿卷草任侍讀

古事記

古語拾遺

一條院御記

三代御記

後朱雀御記

後三條院御記

人左記

小一條左大臣記

小野宮右大臣記

宇治左大臣記

隨分雖研精卷帙不幾爲勵向後志所記置也猶難入□□□寶
歟、可耻、々々、

當時天下漸く亂れんとして、京都の人心自ら動搖す。而して法皇は常に時事に軫念を勞し給ふも、尙ほ御學問を廢し給ふことなく、内外の書籍を繙讀し給へり。即ち正中元年十二月、及び二年十二月に、親らその一年間に繙讀し給ひたる書を記録し給へるを見て、その如何に御精勵し給ひたるかを察したてまつるべきなり。

即ち親ら記録し給ふと、左の如し。

今年所學目錄

內典

圓覺經

大日經義釋

理趣釋

外典

論語自一至二

論語皇侃刑昺等疏、竝精義、朱氏竹隱註等、

同自一至二抄出了、

左傳一部

禮記一部師夏侍讀

注國語復三十帖

漢書一部

鬼谷子三卷

淮南子有欠卷

史通廿卷

華陽國志十卷

宋齊丘化書十三帖復

南北史節要廿帖

記錄

宇治左府記

今年癘病、自夏至秋、一向廢學、仍書典不幾、向後每年所學可記之。○正、中元年十二月三十日の條。

今年所學目錄可類長公記云、此事強雖不

春秋後語一卷、漢書一部帝紀七年見、三國志有欠、晉書帝紀、并傳、并卷許、今年中未終功也、

公羊傳、穀梁傳、懷舊志等少々、雖披見、未終功、是今年連々病惱、又多以懈怠、仍所學不遺最所恥也、

記録

山槐記、頼時卿記、長兼卿記、經高卿記、定家卿記等、皆少々所披見也、

内典

止觀自一至五、所披見也、

今年大略廢學之間、書員數最少、可悲々々、正月三日、二月十二日

この後法皇か繙讀し給ひたる書籍は更に多かるべしと雖、宸記缺けて詳知するによしなし。唯散見する所に依りて、その最も御意を傾け給ひたるものを擧ぐれば、略ぼ左の如し

内典

千手經

梵網經

摩訶止觀

觀無量壽經

同疏

法事讚

禮讚

往生要集

選擇集

外典

韻鏡

中庸

周禮註疏

易

易疏

後冷泉院御記

正應故院御記

深草院御記

寛平御記

天曆御記

王帝記抄

文永御託宣記

朝覲行幸部類記

古今和歌集

今御學問のことを窺はんとするに、姑く國書、漢籍、佛典の三部に分ち、各、その一斑の事實を紹介説明せん。

二 國書上

宸記に依りて之を見るに、法皇が常に繙讀し給ひたる書籍にして、今傳來せざるもの多し、殊に日記録を精讀し給ひたるも今は大抵散佚したり。

即ち深草院御記、一條院御記、後朱雀院御記、後冷泉院御記、後

三條院御記、伏見院御記、頼時卿記等は今皆散佚し、律、日本後記、寛平御記、天曆御記、人左記、小一條左大臣記等は、亦その大部分散佚したり。寛平御記は宇多天皇の宸記、天曆御記は村上天皇の宸記なり。今僅に諸書に散見したる文句を拾收して各冊となせるものあるにとゞまる。人左記は順徳天皇の宸記なり。天皇は制度故實等に精通し給ひしかば宸記には最も貴重なる記事ありたらんも、今は僅に建曆建保の交の數月間の記事の殘存するにとゞまれり。小一條左大臣記は、左大臣師尹の日記なり。今その大部分散佚し、天慶天曆の交の數月間の記事の殘存するにとゞまれり。

唯、山槐記、三長記、即ち長兼卿記、明月記、即ち定家卿記、平戸記、即ち經高卿記等の稍、全豹を窺はるゝものゝ傳はれるのみなり。

此の如く日記類は今適傳來するものも率ね零冊斷簡にし

て、その内容を詳知しかたく、却て宸記に依りて之を察知することを得るもの多し。宸記かこの類の事實に富み、後の學問界に異聞を傳ふるものあるは、全く法皇が御學問の賜なりと謂はざるべからず。

元應元年二年の交令律を讀み給ひ、毎に資朝章任を召して講釋せしめ、深く研究し給へり。殊に資朝數召を被りて、夜中にも參候し、法皇は終夜御學問の談論に耽り給ひ、曉鐘を聞き給ふに至りて尙ほ倦怠し給ふことなかりしなり。然るに法皇が院中にありて令律を研究し給ふを以て、世間或は法皇が政治上の權勢を眷戀し給ふものと做す者ありしかば、法皇は之を聞き給ひ、縷縷辯明し給ひ、期する所は一身を修むるにありと宣へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

入夜資朝參、召前談道、頗可得道之大體者也、好學已七八年、兩三年之間、頗得道之大意、而與諸人談、未稱旨、今始逢知意、終夜必談之、至曉鐘不怠倦、元應元年四月七日條

今日召修理權大夫中原章任、受令說、資朝朝臣候前、令第一卷讀了、退出、元應元年七月廿二日條

今夜召資朝、公時朝臣、文談雜談及半更事及法行文談、只養精神也、更非懸思於政道、所期修一身也、然者都以他人之嘲不可有事也、抑朕所定之義、爲可非尾籠之由、諸人稱之、云云、是論語所謂事君盡禮、人以爲諛、此義歟、人皆事不義、當以義爲尾籠、元應元年九月十八日條

令律的各卷に就いて、親ら一一記録し給ふも、今各本文を舉ぐることを略す、元應元年十月二日、廿五日、二年十月十日、廿二日、廿九日、十一月四日等の各條に見ゆ。

章任參讀律第十卷、今日律一部讀合已訖、自去年連々讀合律

令廿卷受說了、依此事上北面所聽之也、元應二年十月一日條

元亨二年三年の交、續日本紀、日本後紀等を讀みたまひて、古代の政治の率由すべきを究明し給へり。日本後紀四十卷一ケ月餘にして讀了し給ひ、自らその太だ遲きを慨嘆し給へるか如き、御精勵のを推知したてまつるべきなり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

先日所給續日本紀卅卷見了、返進院御方申、日本後紀欲見之、

元亨二年八月二十日條

此間見日本後紀、先代政道尤可率由者歟、元亨二年九月六日條

此日日本後紀見了、返進院御方、自去月雖見之、短日無何易暮、卅卷一見太遲、是勤學之疎也、可悲々々、元亨二年十月九日條

續日本後紀、文德實錄、三代實錄、及び本朝世紀等に就いても親ら一一記録し給へり、元亨二年十月十一日、十七日、十九日、十一月十日、三年十月十七日等の各條に見ゆ。

法皇は古記録を繙讀して大に興味を覚え給ひたるが給く、毎に御感想を漏し給ひ、その記事に關して頗る剴切なる批評を下し給へり。

元亨二年三年の交、寛平御記を讀み給ひ、深く感發し給ひたるか如し。宇多天皇は光孝天皇の皇太子にして、藤原氏方盛の時に天位に登り給ひ、殊に基經の權威に對して御意不安にわたらせ給ひたり。法皇は天皇の宸記を讀み給ひ、聖明の遺訓にして、鑒誠となすに足るも、基經專横にして廢立を謀り、陽成天皇を廢し、光孝天皇を立てたり。而して光孝天皇が基經を寛假したまひたるは、恰も唐の宣宗か宦官に依りて立てられ、宦官に默從したるか如しとなしたまひ、宇多天皇か寛假したまひたるは、彼が賢相にして大功ありたるに由

り、寧ろ當然なりとなし給ひ、一たびは之を慨し、一たびは之を稱し給へり。而して法皇が深く大權の推移せるを奮慨し給へると、自ら御言端に見はれたり。既にして全部十卷讀了し給ひ、坐に往時を追想し給へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

頃日見寛平御記、聖明之遺訓足爲鑒誠、而猶權在臣下、雖聖聰不得抑之、是昭宣公行伊霍之事、廢陽成院立光孝天皇、大功已立、執權年久、何況賢臣也、而猶權盛不依人主、有足歎息事、雖聖人不抑之、是立光孝之大功之故也、唐宣宗明主也、而依宦官得立、閉目聽於宦官、是其比也、惜哉、々々、昭宣公賢佐也、兼立大功、寛平默從也、誠有謂哉、○元亨二年六月五日の條。

今日寛平御記十卷一見了、但第_二卷_四日_〇正中_二年_一十二月_四日_〇條。

尋いて宇治左府記を讀み給ふ。宇治左府記は一に台記と云

ふ。宇治左大臣、即ち藤原頼長の日記なり。頼長は資性嚴厲峻刻にして、世に悪左府と稱せらる。然れとも博覽強記にして、和漢の群籍を藏し、一代の才名を博したり。保元の初め、鳥羽法皇の崩御し給ふに方り、崇徳上皇は後白河天皇を廢して重祚せんとし、密に之を頼長に謀りたまふ。時に頼長之を賛し奉り、保元の亂此に起る。乃ち頼長はその謀主となるも、固より長袖の殿上人にして、兵馬の事を解せず。爲義爲朝等を招きたりと雖、その計を用ふる能はず。遂に一敗地に塗れて醜名を流せり。法皇之を批評し給ひて、義學を旨として一期の行迹頗る見るに足らず。兵馬の輕輕に用ふべからざるを知らずして、妄動事を誤る。是れ學問活用の機才なきものなりと宣ひ、且つその事實を擧げて行迹を批評し、一分の長所をも亦之を認め給へり。唯その佛教に對する思想の淺薄なるを斷したまへり。

即ち親ら記録し給ふと、左の如し。

宇治左府記見了返獻、此人近古才學優長之人也、就中義學爲宗、而一期行迹頗不足觀、擧兵是大事、不可輕用、保元大亂爲謀首、不能成事、其智所以不足稱也、於博學強記、人以稱之、不審之間披見記錄之處、作僻見人歟、其證宮掌某丸名、陳公務者也、爲使廳下、部某丸被害、仍件下部被禁獄、而無程會赦被免、大臣仰公春殺之、記云、是代天行罰、湯武誅桀紂之故也、云云、天意豈然乎、又公春壽考事被祈禱、而遂以死去、後偏不信佛法之由記之、愚之甚、不可敢言、是又不知天命也、論語云、不知天命非君子、其智不深足察之、不能立大事、過殃誠宜乎、々々々、俗云、不至五十學易、故過殃、嗟呼凡俗之不知道甚哉、可歎息、々々々、道之不正如此、而又行迹有可觀者、慕古跡、每事正理苛刻、或雖過法、多順古

事、知理必屈、至此者雖賢聖豈如之乎、依不知道之大體、心雖不存私曲皆逆道、是以過殃後世能可慮乎、月十三日元年二條

又小野右記を讀み給ひて御感想を漏し給へり。小野右記は別名野府記、小右記、續水心記など、云ふ。右大臣藤原實資の日記なり。實資は治安元年に右大臣に任せられ、剛毅忠直を以て知らる。法皇はその日記を讀み給ひ、實資を以て正直なる君子にして、後世此人に過きたる者あらず、唯神道に精通すと傳へらるゝも必ずしも然らずと宣へり。即ち親ら記録し給ふと左の如し。

去年予見小野右記、此人中古有賢名、或云、通神道云々、見件記君子也、世俗之稱賢宜哉、而至于神道者未必然乎、讀件記、所粗知也、至識者無雙歟、云當時、云後世、無不資準的、正直賢名又不更言、悲哉、後世不過此人、嗟呼、々々、月十三日元年二條

四 漢籍上

宸記に依りて之を見るに、法皇は御早年の頃より漢籍に御意を傾け給へり。延慶三年十月源具親を召して侍讀となし、史記の孝文本紀を讀み給へり。當時御年十四歳なり。翌四年二月式部大輔菅原在輔を召して侍讀となし、史記の五帝本記を讀み給ふ。在輔は紀傳の學を傳へて大學頭文章博士等となり、鴻儒を以て推されたり。尋いて漢書後漢書及び群書治要等を讀み給へり。漸く後藤原種範、俊範、菅原在兼、公時、清原教光等を召し給ひて史記、臣範、文選、貞觀政要、尙書等を聽き給ひ、正和二年二月の頃より帝範の談義を聽き給ひ、尋いて孝經の談義を聽き給ふ。毎に俊光、在輔、俊範、冬定、仲定、公時等の諸公卿祗候し、各義を述べ論を闘はせり。後諸公卿等が論語の談義をなせるを聽き給ひ、玄惠僧都の説に感じ給ひ

り始め、漸次五經を悉くさんと宣へり。

これ實は、當時道德の衰退せるを憂ひ給ひ、その振興を謀らんには、儒教に依るに如かずとなし給ひ、親ら益、その研究に熱注し給ひたるが如し。

此日召公時經顯等朝臣、師夏聊談尙書、經顯讀之、公時談正義、雖無人、如法内々義也、且爲勸學於人也、仍自今日始之、次第五經可談之由所思也、近代儒風大廢、近日中興、然而未及廣、或有異議、爲解人之過、殊所談也、於身者強無□者歟、二十三年二月

尙書の談義に際し、諸公卿の間に學問と道德との關係論起り、國房先つ問題を提起して、學問したる者未だ必ずしも賢哲ならず。或は學問せざる者にして正直なる者あり。道德の振興には果して學問の必要あるかと云ひ、時に種種議論あり。法皇は此の如き俗難は言ふに足らざるも、凡俗の爲めに

一言せんと宣ひ、世間に學問せずして正直なるものあるも、是れ凡俗の所謂正直にして、聖賢の所謂正直にあらず、畢竟愚昧を免れず。學問して正直の何たるかを知りて正直なるは、眞の正直なりとなし給ひ、學問の必要を辯明し給へり。要するに凡俗の所謂正直と、聖賢の所謂正直とは、客觀的に見れば相同しきがことしと雖、主觀的に見れば相異り、大にその正直の價值に差等ありとなし給ふものゝことし。即ち親ら記録し給ふこと左の如し。

今日内々談義、左兵衛督資朝朝臣、公時、爲高等朝臣、師高等祇候、公時讀書、資朝朝臣委細申義終、顯國房卿參之間召之、以俗難申義、雖不足言、世俗之常難也、仍聊記于裏、爲末生訴之耳、元〇

二十二年二月二十七日の條。

國房問云、稽古人未必悉賢、不學者或有正直之士、云々、面々陳

之旨、不學不知道之由緒等也、予倩案之、不學之士或有正直者、是非正直、只愚人也、□此等爲學、猶不離愚、況不學士乎、不足言、而俗人稱正直者皆誤也、不知所以正直、豈爲正直之士乎、不學者豈知正直之所在哉、世俗之所謂正直、比聖人之正直有所異、不學道而不可知者也、稽古人不悉賢、事至此者、先代已有君子、儒小人儒、不足論事歟、假雖志于道、或又有未至者、非論限而已、近日凡愚之輩、學道無益之由陳之、仍故記之耳、○同條

曲直者本性之所備、不待學、故不學而正直之者有之、但雖直不離愚、非聖人者眞實正直不可有之者也、○同

尙書の堯典、及び大甲上に至り、法皇は思庸の二字終日之を談するも、與義猶未た盡さず、最も遺恨なりと宣へり。蓋し思庸の二字とは、大甲上の王惟庸罔念聞云々の意義なるべし。法皇が御學問に聖慮を凝らしたまふを見るべし。元亨二年七月

各十一日等の各條に見ゆ。

尙書の談義に、行親が佛教に涉り、禪家の語を交へたるを聞き給ひ、これ近日禁裏の風にして、宋代の意なり。その謂れなきにあらざるも、必ずしも取るべからずと宣ひ。佛儒二教の混同を嫌ひ給ふ。蓋し法皇は常に古學を喜び給ふなり。

談尙書、人數同先々、其義等不能具記、行親義其意涉佛教、其詞似禪家、近日禁裏之風也、卽是宋朝之義也、或有不可取事、於大體非無其謂也、凡近代儒風衰微、但以文華風月爲先、不知其實文之弊、以質可救之、然者近日禁裏有此義歟、最可然事也、但涉佛教猶不可然乎、○元亨二年七月

次に咸有一德の篇に至り、咸一德有りと云ふは、論語に吾道一以貫之と云ひ、法華經に唯此一事實、餘二則非眞と云へるもの、その説同一趣に歸すと宣へり。法皇は佛儒二教の混同

を嫌ひ給へるも、自ら二教の同一趣に歸するものあるを認め給へり。而して此の如き深妙の義理を玩味し給ひては、讀書談義誠に肉味を忘るべきかと宣へり。

談尙書、具良卿、公時、家高、國高等朝臣、師夏侯、師夏讀本書、公時讀正義、咸有一德篇讀了、此間久不談、自然依差合、咸有一德誠以肝要篇歟、論語一以貫之是同義歟、若有一德者何物不攝之乎、乃至法華所謂唯此一事實、餘二則非眞、亦何謂外物乎、讀書談義誠宜忘肉味乎、○元亨二年九月七日條。

次に盤庚上に至り、法皇は正義の説を批評し給へり。蓋し殷の盤庚都を耿より亳に遷し、殷道復び興ると稱せらる。正義に之を註して、その都を遷したるは、耿の風俗奢侈にして居所壯麗なるに因ると云へり。この正義の説の如くならば、土地に依りて徳を立つるものにして、徳に依りて人民を化す

るものにあらず。故にその徳未だ甚だ盛なりと謂ふべからず。然れどもその實盤庚の都を遷したるは、耿の土地の卑濕なるに因るものにして、君徳の行はれざるに因るにあらざるべし。正義の説未だ悉ざるものなりと宣ふ。

要するに上の好む所は、下必ず之に従ふ。民治の如何は君徳の如何に因るものにして、土地の如何に因るものにあらずとなし給へり。

談尙書第五盤庚上、初一兩章也、盤庚遷都之事、正義曰、耿地俗上下奢侈、居處壯麗也、仍遷都、云々、如正義者、依地立德、而上所好下必從之、豈在土地乎、驕儉在人主之化耳、而盤庚何必遷都乎、面面有議、是盤庚之徳不及大徳之間如此歟、云々、而本書下章已耿地卑濕之由載之、然者萬何不審乎、而正義遷都之由緒、只載奢侈之一事、故有不審、若是正義之一例遺漏歟、○元亨二年九月十日條。

るに足らず。是れ一旦の論にして、萬代の定説にあらず。後世此の如き論を見て、徒に血統體貌を信憑する者あらば、弊害測り知るべからずとなし、特に一文を作り、反覆丁寧に之を辯明し給へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

讀注文選之次、有付見王命論文云、高祖之興有五、一曰堯苗裔二曰體貌多奇異、三曰神武有徵應、四曰寬明而仁恕、五曰知人善任、使此五德初二有疑、仍書此文、并注愚意於一紙、欲令見知音、而當時誰人知之乎、博學者多以不通義理、所謂誦文諳義者也、讀理者、又不篤學、仍不知古事多矣、共不足談而已、嗚呼悲夫、無人矣、

余雖淺識寡聞、竊思義理、日月已久、亦雖淺才、粗見經史、仍依此疑作一論而已、其故者聖人後未必昇天位、其先、誰何稱堯苗裔爲、

高祖登極之基哉、雖有異相未必貴、又在文、誰何以此稱之乎、若是一旦之論歟、不可垂法萬代乎、以淺才不可疑先賢、然而義之疑何默止乎、仍記之班升皮豈無所思乎、粗所察也、然而後世人多愚頑、仍恃先祖驕奢之心作、先異相濫尊貴之、是即文之弊歟、誠後人一端論之、非以愚意謗先賢、是救人之弊、又是所以明古人之意也、○正、中、元、年、正、月、五、日、の、條。

同年三月の頃より論語の談義を催し給ひ、親らその註疏等を抄寫し給へり。

法皇は論語の每句甚だ深重の義あるを稱嘆し、世間の學者の深く研究する者なきを憂惜し給ひ、淺見者は淺く之を得、深見者は深く義理を識らん、道を體するを得ずんば、孰れかその義理を盡さんやと宣へり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今日始講論語、師夏爲講師、隆有卿已下六七輩、序并學而篇四五章談之、委細不能記之、〇正中元年三月、二十七日の條。

此間抄論語末書皇部類聚之下、之外無他、爲談義也、書本經、其下注各義也、〇正中元年三月、二十八日の條。

論語談義、光繼公時家高只三人也、公時講釋之、雖無人、爲不闕式日也、每句有甚深重々々義、明珠蘊含六合之譬誠哉、只恨末代學者知其一、不辨妙理、涉万端而已、余聊示學而一文之淺略之義、諸人初開悟、此書爲聖人之言、仍每章有無邊之深義、淺見者淺得之、深見者亦深識義理、不得體道、孰盡其義理乎、〇正中元年四月二

日の條、此他正中元年四月十七日、二十日、二十六日、二年閏正月二十二日、八月十七日等の各條に見ゆ。

後易を讀み給ひ最も聖意を用ひて尊重し給へり。

初め正和二年正月二月の交、式部大輔在輔より群書治要を聽き給ふ際、その第一周易は、五十歳以前に讀むべきものに

あらざるよしの傳説を聞いて、姑く之を措き給ひたり。然れども法皇は近時この傳説の多く用ひられざるよし宣ひたるが、こゝに至りて始めてその疏を讀み給ふ。宇多法皇がこの書を讀み給ひたるは、三十歳許の時なるか。漢朝にては幼年にしてこの書を讀習するよしなれば、竊にこれを疑ふと宣ひ、去年夢想の事もあれば、今敢て讀まんと宣へり。當時法皇御年二十九歳なり。

即ち親ら記録し給ふこと左の如し。

此間徒然之間、讀易疏、是知命之後可見此書之由、有古人口傳而寬平御讀之由見御記、是卅許御年歟、未勸(勸)之、又漢朝人多以幼年學之、即心中竊疑之、而去年有夢想事、旁以符合之間讀之也、〇正中二年六月十七日の條。

次に法皇は賴長が周易を讀む年齡に關して論じたること

あると擧げ給ひ、仔細道理あるも、不吉の人なれば後人證を
なさざるかと宣ひ、更に然れとも和漢の例必ずしも憚りな
し、殊に天子の位に登り豈天命を知らざらんやと宣ひ、次に
後宇多天皇并に今上天皇のこの書を読み給ひたるを擧
げ給ひ、予不肖なりと雖、讀むべきの書を読み、已に天子の位
に登りたり、天命の書を読み、豈理に背んやと宣ひ、次に去年の
夢想のそに及び給ひ、更に天命を知るとなさず、道義のため
なりと宣ひ、終に頼長が威儀を正うして讀みたりと云ふは
道理に契へりとなし給ひ、御手を洗ひて繙き給ひたり。法皇
が聖賢の書に對し尊敬し給ふと實に驚くべきなり。

宇治左府記讀易年齡事、委記之、仔細有理、但不吉之人也、仍後
人不爲證歟、王侃說云、(脱字アラン)和漢之例強不憚、何況踐天子之位、豈不
知天命哉、是故後宇多院、并今上有御讀、予雖不肖、讀可讀之書

等、已經天子之位、讀天命之書、豈背理哉、而任去年夢想、更不爲
知天命、只爲道義也、更不可有苦歟、讀此書之時、洗手不散帶、又
不放烏帽、聖人之作、天命之書、有恐之故也、是宇治左府所爲也、
叶理之間用之、夢想事見去年記、仍不記之、夢涉於虛實、不可偏
信、而事理相叶、仍用之也、○同上
是等の外、大素經、鬼谷子、文仲子、及び史通等を讀み給ひて、御
感想を漏し給へども、今一一擧げず、○元亨元年四月七日、正中元年正
月七日、十八日等の各條に見ゆ。

六 佛典上

法皇は初め南都の學僧を召して、法相等の經論を聽き給ひ、
漸く後に南北諸宗の學僧を召して、各その宗の經論章疏等
を聽き給ひ、親ら深く研究し給ふに至れり。

正和の頃數、西大寺の如圓上人を召し給ひて法談を開き給
ひ、地藏本願經、千手經、金剛般若經等の講説を命し給へり。和正

二年十月十九日、二十日、二十一日、二十二日、二十三日、二十四日、二十五日、二十六年三月二十七日等の各條に見ゆ。

蓋し如圓上人は故睿尊律師の弟子なり。睿尊律師龜山法皇の御歸依に依りて數召を被りて宮中に法談をなしたれば、如圓上人亦早くより宮門を出入し、法皇の御歸依を受けたるなり。

文保の頃、數興福寺の覺圓僧正を召し給ひ、成唯識論を聽き給ふ。覺圓僧正は同寺の東北院に住し、學僧の聞えあり。法皇特に召し、就いて専門の學を受け給へり。

即ち親ら記録し給ふと、左の如し。

唯識論可傳受覺圓僧正由事、申入法皇御方、仰云、十日可參、文〇

保元年五月七日の條。

今日覺圓僧正參入、爲傳受唯識也、其次法相宗大綱法談良久退出、今日一二三卷讀了、月〇文保元年五月十二日の條。

覺圓僧正參、唯識論傳受了、云々、月〇文保元年五月十四日の條。

尋いで御讓位の後、御持病の脚氣を患ひ給ひ、深く御多病を嘆かせ給ひ、人生の無常轉變を厭はせられ、殊に佛典を耽讀し、一時淨土教の諸書に御意を傾け給へり。その事は後に詳説せん。

元應元亨の交、曼殊院慈嚴僧正を召し給ひ、悉曇字記、及び韻鏡を聽き給ひ、梵字の傳等を受け給ふ。

慈嚴僧正持參悉曇字記、聞可授之由申之、二〇元應元年正月二十六日の條。

自今日慈嚴僧正參候、爲悉曇字記傳受兼所作也、梵字事大體申之、行法如昨日、二〇元應元年二月二十八日の條。

自今日讀悉曇字記、今日讀序了、行法如例、二〇元應元年二月二十九日の條。

讀字記、行法如例、月〇元應元年三月三日の條。

字記今日讀了、又進韻鏡一帖、月〇元應元年三月二日の條。

慈嚴僧正召前對面法談良久、悉曇事不審等尋之、數剋言談、元〇
二〇二年十月
二日の條。

是の如くにして漸く深く佛教を研究し給ひ、進て眞言天台の經論章疏を聽き給へり。高野山金剛三昧院の實融上人より、祕藏寶鑰、辨顯密二教論、即身成佛義、吽字義、聲字實相義、心經祕鍵等を徴し給ひ、尋いて慈嚴僧正等より、大日經、同義釋法華經等を徴し給ひ、殊に大日經の講説を命じ給ひ、顯密の差別、及び密教の行法の靈驗あるよし聽き給ひ、大に御感ありたるが如し。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

於女院御方、石藏上人參讀大日經疏釋之、朕不審等相尋之、元〇
應元年十月
二日の條。

高野山證道上人、以隆蔭祕藏寶鑰、辨顯密論、即身成佛義、吽字

義、聲字實相義、心經祕鍵等進之、是先日眞言軌儀等相尋之間、高野無幸之間此物等進之云々、元〇
應二年九月
十四日の條。

今日於女院御方石藏僧談大日經疏、予少々問義、元〇
元年八月
七日の條。

於女院御方、石藏上人讀大日經疏申義、予聽聞時々問義、元〇
元年七月
十八日の條。

此日慈嚴進大日經義釋十四卷、元〇
二年十一月
十九日の條。

慈嚴僧正參、召前令談大日經義釋、題目許也、元〇
二年十一月
十九日の條。

此日慈嚴僧正參、令讀大日經義釋、又大日經、法華經等序持參、元〇
二年十一月
十五日の條。

慈嚴僧正參入、良久談話密教之旨趣云々、元〇
二年十一月
十五日の條。

入夜慈嚴僧正參、法談良久、是顯密之差別也、菩提心爲因、大悲爲根、方便爲究竟也、仍起絕顯教之修行之由談之、又當世眞言行人不知眞理、即身成佛之旨未嘗宅心、然而凡愚雖不見諸天

駈仕如奴婢之事、大家之由有本文、愚痴之僧猶行法可有驗之由、大旨談之、十〇正中之二年八月二日條

又數、延曆寺の忠源僧正及び忠性僧都より摩訶止觀を聽き給へり。忠源僧正が法文の肝心、先づ執着を離るゝにあれば、空觀を修するに尤も必要なりと謂ふを領し給ひ、親ら思念し給ふ所を吐露し給ひ、異義なきよし聞き給ひて、大に御感あり。

忠性僧都參、先日師僧忠源僧正返事申之、止觀傳受事殊悅存、老後之幸也、雖病體行步不叶、必可扶參之由申之、天召沙汰事、返々悅存之由、忠性語之、〇元應元年三月七日條

忠性僧都參上、召前、天台法文大概止觀義等聊談之、故忠源僧正云、法文肝心先離執着也、仍修空觀、尤爲肝要之由常示之云云、朕所思義等談合之處、無異義之由申之、〇元應元年九月九日條

見摩訶止觀已第二卷見了、〇元應元年十月十日條

蓋し法皇の法華品釋一卷はこの頃の御撰にかゝるべきか。又當時天台眞言の二宗を研究し給ひ、一方には淨土禪の二宗を研究し給ひ、妙曉上人、本道上人、如空上人等を召し、各その宗の要義を聽き給へり。

初め文保三年の頃、淨土教の諸書に御意を傾け給ひ、往生要集等を披見し給ひたるも、後天台眞言の二宗を研究し給ひ、親ら二宗の興隆を謀らんとし給ふ。然れども顯密の修行の容易ならざるを知り給ふに至り、姑く念佛に依らんとし給ひたるが如し。

元應元年九月本道上人を召して、念佛の要義を聽き給ひて御感想を漏し給ひ、當時流布の念佛宗一向專修と稱し、偏に餘行を棄て、只念佛を事とす。他力の義尤も然るべしと雖、大

小乘權實顯密の教法徒に廢すべし。悲哉々々と宣へり。
即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

召本道上人談念佛宗法文、當時流布念佛宗、稱一向專修、偏弃
餘行、只事念佛、他力之義最雖可然、大小乘權實顯密教法徒以
可廢、可悲々々、元應元年九月十八日の條。

尋いで法然上人の選擇本願念佛集、善導大師の觀無量壽經
の疏等を精讀し、淨土教を研究し給へり。

今日如空上人法談、讀選擇釋之、元應二年十月十六日の條。

入夜於女院御方、尼尊覺讀觀經疏、申義、元應二年三月三日の條。

於女院御方、尼尊覺讀經疏、申義、如昨日、予依魚食不讀之、元應二年五月四日の條。

讀疏談義如昨日、元應二年五月五日の條。

讀立義分如昨日、今日予又以他本談之、元應二年六月六日の條。

今日讀觀經一卷訖、予同披經讀之訓也、又聊申義、元應二年七月七日の條。

且つ數、本道上人を召し、念佛の要義を聽き給ひ、その益、深奥
の義あるを知り給ひ、至竟大乘の教に同じきものなるを明
にし給ひ。後深く亦御意を傾けり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

本道上人參、於御持佛堂談念佛法文、良久退出、法文之大綱、一
宗之趣、誠以有義、不似他流歟、通一宗之深奥者、尤可有義之宗
也、尋只下愚者所知之念佛偏淺略也、於往生者雖無不足、於義
理者誠有不口、於所證者、與大乘不可有差異者歟、元應二年十月十二日の條。

今夜野宮尼寺長老參申、念佛法文非女性之辯說、可謂才學之
仁歟、念佛之法門能可得意歟、若有謬者必可招謗法之咎之故
也、論實之旨、更非謗法也、學者能可留意也、元應三年九月二日の條。

元應二年十月妙曉上人を召して禪要を聽き給ひ、尋いで妙

超宗卓等を召し給ふ。その事は後に詳説せん。
元亨三年七月東大寺の聖尋僧都を召し給ひ、三論宗の教義を聞き給へり。聖尋は三論宗の本所たる同寺の東南院に住し學徳の盛譽あり。法皇その説を聞き給ひて、大に御感あり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

此夜聖尋僧都參、言談之次、事及三論之宗旨、言語尤詳、演一宗之大綱、誠以可謂稽古之仁歟、不及移漏剋之間、只大途計聊問答、○元亨三年七月十日の條。

七 佛典下

法皇は毎に法會の論義に親臨し給ひ、諸宗の學僧の教義を問答するを聞き給ひて、批評を下し給へり。これに依りて法皇が佛典に御意を傾け給ひ、大に造詣し給ふ所あるを窺ふを得るなり。乃ち茲にその二三を擧げて御學問の一端を示

さん。

文保元年六月廿三日、最勝講の論義に親臨し給ひ、眞理は空觀に依るか、有觀に依るかの問答を聞き給ひて大に興味を覺え給ひ、證義者興福寺別當前大僧正良信の説く所甚だ分明なり、識高き才人なりと宣へり。○元應元年六月二十三日の條に見ゆ。

元應元年三月九日より十三日に至り、日日長講堂の法華八講に親臨し給ひ、親ら問答を詳記し給へり。第一日の論義を記録し給ふこと、左の如し。

朝座講師圓伊、讀師光憲也、問者圓兼、散華道爲、夕座講師圓兼問者圓伊、

圓兼問云、無量義經大轉輪王小轉輪王、可所領世界幾乎、答云大小輪王領大小世界也、云々、問云、此經說權乘乎云々、說權乘也、云々、

圓伊依爲證義無重難

圓伊問云、方便品首題歸妙方便事、應佛出世可說一乘乎、答云、
必不可說、云々、○文保三年三月九日保三年三月三日

次に第二日の論義を記録し給ふこと、左の如し。

朝座講師光憲、讀師圓兼、問者祇圓、問曰、華光佛以本願故說三乘法、所謂本願何時顯乎、云々、是妙樂釋、欲退菩提心之時所發也、云々、經曰、未曾向人說如此事、云々、方便土皆菩薩也、何不說三乘、窮子爲如來長者二子之由、云々、答曰、說時爲聲聞、授記可爲妙覺乎、可爲初住乎、云々、答初住也、云々、聲聞種子何生菩薩乘、□乎、云々、答云、汝等諸行是菩薩道之理、故不可相違、云々、文○

保三年三月十四日の條。

澄俊說經吐辯說、譜代之餘慶之所致歟、但於論談頗滯停、無方之故也、其○同。

次に第三日第四日第五日の論義を記録し給ふと左の如し。
朝座講師忠性、問者辨意、問曰、說富樓那顯本相爲授記先乎、爲後乎、云々、答付經文爲先、云々、問曰、天親論師列法華異名中、有平等大會乎、云々、答云、大方廣是也、云々、講師不停滯、委細答之夕座講師良慶、問者玄智、文殊往龍宮、說一乘乎、說權乘乎、云々、答說一乘也、經文云、但以大乘而爲解脫、說法依對機、何痛說大乘乎、云々、答云、雖小乘引入大乘解脫、云々、講師頗有停泥之氣、玄智云、御願及晚、兩條題目殆相同、仍此問略重難、○元應元年三月十一日の條。
朝座講師祇圓、問者光憲、問云、我本行菩薩道時、云々如何、答云、未盡未滿須解精進、云々、是大上門而出生、□未盡之故、□未滿云々、一箇條忘却不記之、夕座講師辨意、問者忠性、不輕付說皆當作佛之相、五種佛性皆可具衆生乎、云々、答聞位具果德之故、皆可具、問云、一乘修行時分長遠歟、短速歟、云々、答短速也、云

云、講師頗閉口、未練若少者之故歟、○元應元年三月十二日

朝座講師祇圓、問者澄俊、問云、經文觀世音菩薩應以佛身得度者、即現佛身云々、所現佛身起自妙覺之應乎、云々、答非妙覺之應、云々、又問云、雲雷音王佛、於何所說法華乎、云々、夕座講師玄智、問者良慶、問云、經文爾時普賢云々、然者可爲經時可說始來哉、云々、答始來也、云々、問云、經中付說懺悔滅罪相解文中、分有相無相之義、有相懺悔可見顯已哉、云々、答云、雖有相於圓□可有野親、故可見普賢眞身、云々、○元應元年三月十三日

此の如く法皇が親ら問答を詳記し給へるを見てその如何に熱心精勵し給ひたるかを察知すべし。

元亨元年七月十五日孟蘭盆會の後、法華八講を行はせられたる際、法皇朝座講師興福寺良曉律師、問者延曆寺澄俊僧都、夕座講師園城寺祇圓、問者仲圓等を批評し給ひ、良曉律師の

所作失無きか、祇圓稽古の者なり、然れども今日は頗る停滯したり。仲圓隨分稽古の者なれば、此の如きかと宣へり。○元亨七年

○元亨七年七月十五日の條に見ゆ。

同二年八月廿九日より九月三日に至り、日日伏見院の法華八講の論義に親臨し給ひ、問答を詳記し給へり。

第一日の論義は、朝座講師園城寺圓伊法印、問者延曆寺玄智法印、夕座講師興福寺能寛僧都、問者延曆寺澄俊僧都なり。即ち親ら記録し給ふこと左の如し。

朝座問云、無量義經可謂說權法乎、答不說、

暮座問云、白毫所照万八千土、何衆生所居乎、答、涉有緣無緣衆生也、三世諸佛必說一乘乎、答、依機根之故、必不說也。○元亨二年八月二十九日

次に第二日の論義は、朝座講師園城寺朝觀僧都、問者延曆寺

忠性僧都、夕座講師澄俊僧都、問者能寬僧都なり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

朝座講師朝觀、問者忠性、問云、聲聞能解探領際教之中、以華嚴攝何乎、答攝不攝有兩意、今一箇條忘却、夕座講師澄俊、問者能寬、問云、經文願以此功德、普及於一切、我等與衆生、皆共成佛道、然者自業自得之道理、涉大小乘、而他作自受義如何、答自業自得者、權教權門也、於圓乘者、自他不二之故、有他作自受義、云々、又問、迦施延國土都□不□如何、云々、答須菩提是問之故、略之云々、及暗事了、○元亨二年八月三十日の條。

次に第三日の論義は朝座講師忠性僧都、問者朝觀僧都、夕座講師興福寺憲信僧都、問者延曆寺憲守律師なり。

朝觀問云、經文聞一偈一句、可涉經之首尾乎、答或涉首尾、或指要文、又問、以無價寶珠繫其衣裏、所繫衣可謂權教乎、答有涉權

實之幾分也。

憲守問云、提婆達多可謂在坐得取乎、答不在此座也、又問、樂行品云、但以大乘而以解說機法、不相應如何之、答云、權顯實之故、實義爲一、□仍不以小乘說也、○元亨二年九月一日の條、蓋書。

次に第四日の論義は朝座講師興福寺良曉律師、問者延曆寺隆曉、夕座講師憲守律師、問者憲信僧都なり。

隆曉問云、付壽量品、遠成真實、近成古實、以何可爲實乎、答久遠實成也、一箇條答□□依起座、不分明不記之、

憲信問云、不輕禮拜四衆之條、不可然、佛性無偏頗、□何偏非情鬼畜等乎、答云、顯逆即是順之故、拜輕毀之四衆也、云々、又問、若有女人、如說修行、於此命終、即往生安樂世界、女人可往生安養乎、答可往生也、○元亨二年九月二日の條、蓋書。

次に第五日の論義は、朝座講師隆曉、問者良曉律師、夕座講師

立智法印、問者圓伊法印なり。

朝座論義問云、普門品十相釋、第二釋文如何、答云、、又問、一家天台意、單中觀門實斷無明乎、答雖爲功非一心三觀、云々、不可□無明、

夕座問、普賢經、、略而不說、何事說乎、答淨妙國土相也、又云、觀經行五品信六抑清淨判屬乎、答、、今日朝座一箇條論義成敗未畢前、維緣□打鐘、有今一箇條之由、立智示之綱所失歟、自咲之、餘僧又咲、三〇元亨二年九月三日の條裏書。

この伏見院の法華八講の論義の後、延曆寺の忠性僧都を召し給ひ、一心三觀に關して疑義を質し給ひ、僧都の説く所明瞭ならずして御意に契はず、一流の者にして此の如く説く所未だ明瞭ならざるは、學問に疎く、道心なきに因るなりと宣ひ、大に慨嘆し給へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今日忠性參、仍召之、雖著付本別召之也。問先日論義事、猶不分明、一流之者也、稽古強非員外之者、然而如此事猶不分明、稽古之疎也、又無道心之故也、可悲々々、旨趣聊記裏、後日爲問他人也、〇元亨二年九月十四日の條。但中觀破無明事、予問云、天台意一心三觀都不可暫離、而但中名字如何、忠性答云、本自實教之意、一心三觀也、然者於此間顯者於別教事也、云云、

後案此事、然者破無明乎否、何又可及不審、以實教眼見之、已是、有教無人也、若謂無人者、豈有破無明之義乎、此事猶不審也、後日必可披蒙也、

又問云、先日論義願以此功德文事實義、是以他功德爲自樂乎、此事忠性雖有答、□□甚深遺恨事也、若祕藏之故歟、凡近代佛法大略如無、可悲々々、〇同裏書。

同三年八月廿九日より、法華十座講論を行はせられたる際、第三日夕座證義者玄智の説く所を聽き給ひ、玄智の成敗辯説懸河、最も感ずるに足る、雲霧を披いて青天を望むに似たり、定めて天台の明匠かと宣ひ、第四日朝座講師憲守の説く所を聽き給ひ、講師答詞頗る停滯すと雖、義理に契ふかと宣ひ、第四日朝座講師隆曉問者宗壽が斷惡修善に關して問答するを聽き給ひ、斷惡修善の義尤も簡要となす、學者能く留意すべきか、今日問答の義勢神妙と雖、不斷にして斷の深意猶分明ならず、仍て證義頻りに之を尋究す、この事冷輒自知の後、深意を辨ふべきなり、文字の學者のよく知る所にあらざるかと宣へり。○元年三月八日、廿九日、三十日、九月一日、二月三日、八月廿九日、三十日、各條に見ゆ。

正中元年三月十一日より法華八講を行はせられたる際、第一日朝座講師園城寺祇圓、問者光憲が一念隨喜云々に關し

て問答するを聽き給ひ、一念隨喜是れ甚深の義なり、依て自具諸行の趣講答あり、誠に神妙なり。この義は機根の差別と謂ふべからざるか、問者の難、證義の不審、只この一節にありと宣へり。夕座講師房榮、問者仲圓の提婆授記、龍女成佛等に關する問答を聽き給ひ、講答義理を盡さず、證義頻りに叩けども應ぜず、兩條共に停滯すと宣ひ、之を惜み給へり。第三日夕座講師光憲、問者祇圓が法華經の我心自空、罪福無主云云に關して問答するを聽き給ひ、問者か罪福共に滅すへきかと云ひ、講師が法性に約せば共に滅すべし、修行に約せば罪滅し福滅せず、天台の意は圓頓の修行に附す、分別すべしと云ふ、問者が乘戒不同かと云ひ、講師が行者に約せば不同あるべし、圓頓の實義に約せば三學即ち一なりと云ふ、法皇はこの答分明ならずと宣へり。○正中原年三月十一日、十三日、十五日等、各條に見ゆ。

法皇は法會の論義あれば必ず親臨し給ひて、問答を詳記し給へり。今一一列擧すべからざるを恨む。然れども以上擧示説明する所に依りて、その佛典に御意を傾け給ひ、大に造詣し給ふ所あるを知るに餘りあるべし。

八 詩歌繪畫

法皇は國書漢籍佛典等を獵涉研究し給へる餘暇を以て、詩歌繪畫の道に御意を傾け給へり。

宸記に依りて之を見るに、初め和歌を學び給ひ、漸く後に漢詩を學び給ひ、大に興味を覺えて練習し給ひ、且つ頻に近臣を召して詩歌の會を催し、相共に吟詠し給へり。而してその會に際し、初めは自ら詩は未熟なりと宣ひ、歌を詠し給ひたり。

正和二年の頃、未だ多く詩を作り給ふに至らず。即ち親ら之

を記録し給へり。

詩歌會題、年中行事之中可然之公事爲題、或詩、或歌也、予一向歌、詩未練無極故也、人數公時朝臣、爲基朝臣、仲定、公時等也、此裏召加醫師全成、歌等比興也、○正和二年四月二十一日の條。

今日帝範談義也、資榮卿冬定朝臣已下也、其後有詩歌合等、内中内々也、衆議判也、予歌方也、詩未練也、仍如此、○正和二年四月二十二日の條。予多作詩、爲練習也、○正和二年六月一日の條。

自今日毎日一首詩作之、爲練習也、○正和二年七月一日の條。今日當座詩會、句題、以同題和歌同詠之、四首也、摸詩置韻字、發句胸腰落句等四首也、體同詩、兼作兩道者有篇、予今日兩篇也、以道猶暗、然者爲練習、楚忽綴之、○正和二年八月五日の條。

詩歌の會には、在輔、在兼、俊範、公時、公躬等交、參候して題を出し韻を分ちて技を鬪はせり。蠟燭一寸を以て限りとなして

之を作り、勝負を決し給ふに至れり、十一元應元年五月二日條に見ゆ。元應元年の頃法皇は益、詩を練習し給ひ、毎日十首を課し給ふに至れり。

自今日毎日作詩四韻、公時出題、元應元年六月十日條。

此間毎日詩十首、元應元年七月四日條。

既にして大に御上達あり。風月の興に乗じて自由に吟詠し給へり。

又數、連句をなし給ひ、近臣を召して感興に任せ、二十韻、三十韻、五十韻、七十韻に及び給ふことあり。

元亨二年二月一日連句を催し給ひ、以來毎日之を催して一百日に及び、五月六日に至り、その竟宴を開き、同日五十韻に及び後百日連句の賞を配分し給へり。

即ち親ら記録し給ふこと左の如し

百日連句竟宴也、有詩會、人數大略先々衆也、連句五十韻了、講詩其後分取懸物、今度有沙汰、殊抽賞、勤厚者百日參者七人也、仍面々所取百種之由仰之、而懸物不足之間、六十餘種取之、自余上日數取之也、初不知其數、次第取之、間、百日、人數、後取之間、不足也、仍事々依違也。初如上日數皆可配分之由、依不足如此也、元亨三年五月六日條。

然るに法皇が連句に耽り給ふには、自ら理由あるが如く、量仁親王の學問の初めに、連句を勧め給ひ、先づ連句を以て字訓韻聲等を知り、而して後經典等を讀むを得べし。近時學問に志す者、専ら文雅風騷に流るゝは悲むべし、連句をなし、後漸く儒教の大綱を學ぶべしと宣へり。

此間親王稽古事、可有沙汰之由、既可奉行之由有仰、仍先可有連句由申行之、幼年之人以連句先可知字訓韻聲等之故也、不知字者、經典之文皆不可讀、仍朕先申風月之事、而近代人心以

風月欲釣名、故不見文義、而留風月、儒教之衰微、最在茲歟、然而知字之道不如是、故先勸幼學於風月、及志學年者、最以文義可爲先、文義漸覺知者、續可教儒教之大綱者歟、此旨大意出論語文、是志學成立以下有次第此意也、以此朕張行此義也、人莫謂以我先風月而已、元應元年十月十六日條。

夙に和歌を學びて御上達あり、常に事に觸れ、興に乗じて、吟詠し給ひ、歌會を催し給ふこと、月に幾回なるかを知らず。

當時兩統の間に和歌に關して異論あり、大覺寺統は二條家の舊調を喜び藤原爲氏及びその子爲世を師とし、曩に後宇多法皇爲世をして新後選集を選せしめ給ひたり、然るに持明院統は京極家の新調を喜び、伏見法皇爲兼をして玉葉集給を選せしめ給ふことなる。而して法皇は最も新調を愛し、常に爲兼を以て當時歌道の第一人となし給へり。正和二年六月四日

日見の條。

正和二年の頃勅選玉葉集略成る、當時法皇御年十七歳なり、而してこの勅選に關して御力を添へたまへり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今日以俊立朝臣賜玉葉集一部、入手箱、猶有可直之事、無披露不可出外、正和二年九月六日條。

藤大納言依勅選事、院御方并朕詠歌等可驗之由申之、仍此間毎日所選定也、此間連日歌沙汰之外無他、元應元年正月五日條。今玉葉集に法皇の御製八首を收む、皆御少年の時の御作にかゝるべし。

元應元年後宇多法皇爲世をして續千載集を選せしめ給ひ、八月に至りて略成る。法皇此集を披見し給ひて、頗る御意に契はず、初より推量したるが如く、歌體甚だ珍重ならずと宣

へり。元應二年八月四日
十二日の條に見ゆ。

この後數、五十日歌等を催し、毎日數首を課して吟詠し給ひ、専ら新調を主唱し給へり。

正中元年正月の頃女院御方に於いて御談論し給ふ所、全く法皇が平素の御持説なり。當時和歌の氣味を知る者なしと宣ひ、爲世は一代の宗匠と云はるゝも、技藝未だ堪能ならず。畢竟口傳を以て業をなす者、豈道を知らんやと宣ひ、皇父伏見法皇の御遺旨を思ひ、儒佛の義理を以て之を推斷するに、全く爲兼の立つる所の正道なること疑慮あるなしと宣ひ、終に當時の和歌の滔滔として邪路に入れるを慨嘆し給ひ、己に塗炭に墜つ亦救ふべからずと宣へり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

凡歌道、當時更無知氣味之人、爲世當時爲道之宗匠、敢無比肩

之仁、譜代誠可然、而至其藝者、太以不堪、都（不）本入其境、以彼口傳爲業之仁、豈知道乎、可歎息事也、余雖不堪、奉聞舊院遺命、又聞爲兼卿所存、粗此道之趣所伺也、何況佛法之理、儒教之義、以此推彼日來所聞先院遺旨、爲兼卿所立之義、爲正道之條、無有疑慮、爲世卿義更非正理、君子宜審之、近代之詩歌徒得題後廻心構體尤密、更非雅正之體、是故入所謂兼作無功、蓋此謂歟、何況近日作者皆其詞太迂、其心誠拙、不語至道之理、嗚呼悲哉、詩歌道之墜塗炭、不可亦救而已。○正中元年正月
二十五日の條。

正中二年後醍醐天皇の勅により、爲藤爲定等續後拾遺集を選す。爲藤は爲世の二子、爲定は爲世の長子爲道の子なり。法皇此集を披見し給ひ、二條家一派が和歌の正道を誤れるものとなし、大に慨嘆し給へり。○正中二年十二月十八日
二日の條に見ゆ。

是に於いて法皇は親ら別に和歌の選集をなさんとし給ひ、

獨力經營し給へり。これ全く大覺寺統に採用せらるゝ二條家一派に對し、京極家一派の勢力を張り、伏見法皇の御遺旨を發揚せんとし給ふもの、固より法皇はこれを以て和歌の正道を支持せんとし給ふものなり。

北朝貞和二年に至りて選集漸く成り、題して風雅集と云ひ、御製の序文を添へ給ふ。全部二十卷、二千二百餘首を收む、全く法皇が親ら獨力を以て選集し給ひたるものにかゝる。その御學殖御精力共に驚くべきなり。

繪畫は御幼少の時より深く之を嗜み給ひ、親ら彩筆を拈して描き給へり。元亨二年の頃類に佛像を圖し給ひたるが如し。

即ち親ら記録し給ふこと左の如し。

今日綵色佛像等、余自幼年好畫、仍如此、二十元三年八月

如昨日佛像綵色讀書如例、是毎日式也、仍不能記、二十元四年八月

此日奉書不動尊一體、墨書也、月十元四年十月

此間依先日文字合頁、態畫圖多集見之聞、稽古頗怠性本自好

素可誠々々、月一正中元年二

此他菅原道眞の像等を圖し給ひたり一一舉ぐべからず。然れば古名畫等を御鑒賞し給ひて、殊に興味を覚え給ひ、適古名畫を獲給ひては、萬事を措いて之を觀る、殊勝なるものなりと宣へり。

昨日自仙洞所給之繪、蓮華王院實握翫之、予自幼年之時好繪者也、

仍拋萬事見之、殊勝者也、月二十和二年四月

自院給蓮華王院寶藏繪一合、又一合給之、殊勝物也、予好繪事

過法、月三和二年五

九 御學風

既に記述したるが如く、法皇が御學問に御熱心にして、内外の書籍を獵涉研究し給ひ、極めて該博深奥にわたられたるは實に驚くべし。國書、漢籍、佛典等より、詩歌、繪畫の道まで通曉したまはざる莫く、而して常に學問の本末を明にし、道義を本として詞章を末とし、専ら眞摯堅實にして、實踐活用を期し給ひ、殊に極力疎漫放逸の風を排し給ひたるは御學風を窺ふべし。これに依りて當時の學問界に、活潑清新の氣風を振作し給ひたること言ふを俟たず。

元亨三年六月、大内記藤原俊基の藏人に補せられたるを聞き給ひて、大に賢才登庸を喜び給ひ、延いて君主たる者の學問の要を論じ給ひ、先づ道の本體を知りて後、諸子百家の書を読み、詞章風月の道をも玩ぶべしとなし、朝臣等の動もすればその本末を誤らんとするを誡め給へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

傳聞、大内記藤原俊基被補藏人之由、昨日宣下云々、是賢行之故、被抽補歟、諸人反脣可否如何未刻、俊基賢不肖、慥難定歟、但俗人所難、但凡卑之故歟、當時時宜世冑在高位、是亂代之風也、本朝君臣雖爲先譜第、中古以往、彼賞賢才勿論也、何可拘近代之風乎之由歟、若然者、俗之所謂不達被義歟、賞賢左戚治世之風也、而近代依威依變、或興中絶之家之者有之、而依賢被抽者未聞之、是君不好賢之故也、可耻事也、而依賢才被抽、最可貴事也、而或反脣、是併習澆季之風、不知大義之所在之故也、可悲、可悲、於此一事者、不知君之意、又不知臣之賢愚、慥不可定、可否也、又後世之暗主、矯稱賞賢恣私愛、不謂譜代者、是又亂政也、如此事、只可在君之賢不肖、知人之鑒最所難也、常亦難尤、可慎、々々、智不過人者、爭知人之善惡、爲君必不可無智、非唯究九流百家、

能知道義、以是爲知也、寬平遺誠云、天子入口、又不可消日、云々、是王者學之體也、先知道之本體、其後可學諸子百家雜事風月之道也、若不見書者爭知道、至三史五經必先可學也、近代之風以風月爲先、未知儒教之大體、可悲々々、○元亨三年六月十七日の條。又同年七月定資の小林莊の訴訟のことを聞き給ひて、當時の政治を論じ給ひ、延いて學問に及び、近時朝臣の儒學を以て身を立つる風あるを稱し給ふも、理學を先とし、禮儀に拘らざるを以て、隱士放遊の風を馴致せんとするを誡めたまへり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

凡近日朝臣多以儒教立身、尤可然、政道之中興、又因茲歟、而下合體所被立之道、是近代中絶之故、都無知實儀、只依周易論孟大學中庸立義、無口傳之間、面々立自己之風、依是或有雜難

等歟、然而於大體者、豈有疑殆乎、但近日風體以理學爲先、不拘禮儀之間、頗有隱士放遊之風、於朝臣者不可然歟、此理別近日之弊也、君子可慎之、況至于道之玄微、有未盡耳、君子深可知之、

○元亨三年七月九日の條。

嘗て學道之記一篇を作り給ひ、學問上の御意見を漏し給へり。先づ學問の目的を論明し給ひて、學問の要は博聞強記なるにあらずして、本性に達し、道義を修め、禮儀を識り、變通を辨し、既往を察し、將來を鑒るにありとなし給ひ、次に當時の學問の風を批評し給ひ、今の學問をなす者三類あり。一は博聞強記を以て學問の本意となし、古今の事實を聞記するも、達性修情の要義を解せざるを以て、政道に練通するも、行跡に信用なし。二は讀書の多少を以て學問の優劣を分ち、一分の義理をも知らざるを以て、政道に益なく、行跡に過あり。三

は文雅風騷を事とし、道德義理を思はざるを以て、疎漫放逸の風を馴致し、世道人心に害あり。是等は皆學問の本意を失へるものなりとなし、且つ人性の本源、道義の根柢に達せざる者は、その志大なるも、機に臨み變に應ずること能はず。遂に世に處することを誤り、一身を危くするに至るなりとなし給ひ、進んで儒佛二教の見地より、委曲之を論明し給ひ、是の如きは儒教を以て見れば、性教合せざるもの、佛教を以て見れば、事理融せざるものなりとなし給ひ、最後に斷じて見性の不明なるものなりとなし給へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。
夫學之爲用、豈唯多識文字、博記古事而已哉、所以達本性、修道義、識禮義、辨變通、知往鑒來也、而近年學者之弊雖多、大抵在二患、其一者、中古以來以強識博聞爲學之本意、未知大中本性之

道、而適有好學之儔、希□聖人之道者、□雖知古昔以來帝王之政變革之風、猶疎達性脩情之義、此人則在朝任用之時、能雖練習政化、猶於已行跡、或有違道之者、何況末學之輩、只慕博學之名、以讀書之多少爲優劣之分、未曾通一箇之義理、於政道無要於行迹者有過、又共以風月文章爲宗、不知義理之所在、是不足備朝臣之員、只是□□尸祿之類也、此三者雖有差異、皆是好博學之失也、今所不取也、二者欲□明大中之道、盡天性之義、不好博聞、不宗風月、只以聖人之道爲己之學、是則所本在王佐之才、所學明德之道也、既輓近古之學有君子之風、學之所趣、以此爲本云云、行○下缺文六免禍患、何則見萬物之理在天性、故其志是大、未見一一事具理、故其智不足、於釋典言之、則事理不融、生佛已隔、是別教之所談也、經劫數可成佛、(道)於儒教論之、則聖凡已異、性教□□、殊於御俗之道不足用、隱山林友禽獸、足正行迹者歟、是

隱士之道、於儒教所不取也、若強交俗人則不可免嵒康之濫刑乎、不可不慎、志學之輩深省此理、遠察此義、冀免禍難而已、未足御俗者也、

又於宗門准之、則慕祖師之□□、見一分之本性、於清淨本然之理無所式、雖然於問答挨拶、或有擬議、是亦見性之不明者也、これに依りて法皇が學問の根柢を鞏固にし、専ら世道人心の開發を謀らんとし、大に心力を盡し給ひたるを見るべきなり。

古來我國の道德思想は、神儒佛の三教の調和に依りて維持せられたれば、法皇が世道人心の開發を謀らんとし給ふには、必ず三教の調和に留意し給はざるを得ず。法皇は常に儒佛の關係を説き、神佛の關係を説き給へり。殊にその神佛の關係を説き給ふものを見るに、自ら一家の見地を持し給へ

り。茲にその説の一斑を紹介する必要あるを覺ふ。

正中二年六月十五日の夜、後戸に於いて念誦に際し、神事を憚らる。法皇御感想を漏し給ひ、神佛の混同すべからざることを説き給ひ、甚深の仔細ありと宣へり。然れども二教は相隔つるものにあらず。佛教を以て神慮に違ふものとなすは道理に違ふべし。佛教の教義を學得したる者自ら之を領會せん。淺學の者佛教を以て偏に神慮を尊重すとなして憚らざるものは、亦大惡見なり。畢竟神佛は一にして一にあらず、二にして二にあらず。仔細短筆の及ぶところにあらずと宣へり。而してこの御言端に自ら御中懷の窺ひ得らるゝにあらずや。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今夜於後戸念誦之間、神宮被憚神事、閑廻思慮、最有仔細事歟、神宮神事之時、佛經僧尼等固可禁事也、有甚深之仔細故歟、以

淺智測神慮雖有恐、閑思得殊催信心、又八幡已下神殊守護佛法之段、殊神道之垂跡、云彼、云此、一而不一、二而不一、催清淨之信心、渴仰無極、仰信有餘、不及祈念、即起座了、是祈念事非私之故也、

或云、神宮實不惡佛法、却爲擁護、然者假令許也、實不可忌佛法、予以爲不然、固忌佛法、可叶神慮、努力々々、不可有假令之義者、歟、此仔細不能委記耳、但偏以佛法爲違神慮、又可違道理者也、得佛法之理者自然了達此疑、淺學之者以佛法偏爲尊重神慮、實不憚之由稱之者大惡見也、仔細短筆難及、仍不記之、○正申二年六月十五日

裏の條

又同年十月廿五日禪林寺永觀堂の僧清經と云へる者、春日曼荼羅の事に關して語るを聞き給ひ、御感想を漏し給ひ、端なく神佛の關係に論及し給へり、

既に神佛は各別に現し給へるを以て混同すべからずとなし、進んで内證外用のことを論じ給ひ、内證には尊卑の別を没するも、外用には淨穢の分を亂るべからずとなし、反覆丁寧に辨明し給へり、

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し、

今夜於親王在所、清經雜談之次、語云、此三四年以春日曼荼羅

圖書社頭之氣色、以是號曼荼羅、近年每人所持物也、擬社頭之儀、致供物等、種々之儀、尊崇無他、而

去十月比、青女一人有靈託事、此勸請之事、背神慮、仍每事物惡

也、總可立避此所之、爲寺院中山上有墓所、當時清經居住禪林寺永觀堂僧也、寺僧等

又有不淨事、家中隨分雖清淨、○正申二年五月十二日條。

爲在俗者之間、時々不淨相交也、凡清雅雖在俗、偏如僧行儀、是又不可然、在俗之上者、奉公可爲先、每事遠神慮、然而懇思不便之間、朝夕加護、仍所告示也、云々、清經申云、年來致敬信於大明

神、法樂種々事、何可背神慮乎、内證之前、慈悲爲先、身清貧之間、細々參詣難叶、仍擬社頭之儀、爲凝信心也、又此所本自居住、更所不好也、然而貧乏之間、不叶意、自然心信、此所忽立去事、又有難叶之仔細等之由申之處、然者先停止嚴重社頭之禮、納錦袋可奉安置之由示之、此外所示事、後日或有符合事等、又可奏聞之由同示之、云々、又後青女父靈出來、建立小堂、此青女出家可住之由示之、云々、身力難叶之由申之處、其之奉公爲先者、何涯分不開運乎、其時奏此旨、可遂所願、云々、仍乍恐便宜所申也、云云、但此神託何有不審、恐若天魔之爲障礙所託歟、云々、朕云、此事實神託歟之由思之、其故凡神道陰陽不測者也、凡慮難知、然而以今趣案事理、最叶義理、禮記云、祭不可數々、則煩論語云、鬼神敬而遠之、内證之外、雖不別尊卑、外用垂跡之別、上下之儀、淨穢之分、不可亂、而尊崇垂迹之神者、最可存淨穢之儀、不淨之家

中奉勸請、是不可然之由示之處、清經之外用、雖然、内證豈然乎、又凝信心爲勸懈怠也、云々、朕云、偏知内證者、豈別於心外求神明乎、垂跡之別者、自他之分別、不可亂、乍尊重跡之神、或以内證破淨穢之氣、任雅意取捨分別、更不可然之由答之、清經頗覺悟、有信伏之氣、此間雖訪僧俗、未聞分明之教誡、今夜忽覺悟、神慮有可奏聞之由、今已以符合之由申之、問答往復不能委記、此事記而無益、然而末代暗愚之人、悠悠心於内證之處、多語事出來也、佛法之門、此見尤多、不可不恐、仍記一論、神託又可仰信之、故記置耳、○同條

以上は御説の一斑なるも、これに依りて全豹を窺ふを得ん。

第四章 御性行

一 御境遇

我が國皇室の紛擾は、大覺寺統と持明院統との兩皇統の分争の如く大なるものある莫く。天位の繼紹、政權の讓與、御領の分配、女御の確執、近臣の軋轢等、殆ど一百餘年に亘りて決するなし。而して法皇はこの間にありて御降誕あり、御即位あり、御讓位あり、御落飾あり。寧ろ御一生は兩皇統の分争の渦中の大波瀾となり給へり。されば必然この御境遇が御性行の上に關係せざるを得ざるなり。宸記に依りて之を見るに、當時内外の事情形勢が、常に法皇の一舉一動に影響を及ぼしたること歴歴として掩ふべからざるなり。

今は當時の政治上の問題に涉りて論明する必要なしと雖、先づ法皇の御境遇を説明して御性行に及ばんと欲す。

初め後嵯峨天皇位を皇太子なる後深草天皇に讓りて院政を聽き給ひ、幾もなく後深草天皇位を皇太弟なる龜山天皇

に讓り給ふ。而して後嵯峨上皇尙ほ院政を聽き給へり。尋いで後深草天皇の皇子熙仁を措き、龜山天皇の皇子世仁親王を立て、皇太子となし給ふ。是に於いて兩皇統分争の端を發す。後嵯峨上皇崩御し給ひ、中宮大宮院姞子遺詔を奉じて後事を處理し給ひ、御領を後深草龜山の皇兄弟に分配し、尙ほ一分を永く治世の君に屬すること、なし給ふ。後嵯峨上皇の後、後深草上皇前例により院政を聽かんとし給ひたるも、御意の如くならず。大宮院の御旨により龜山天皇親政し給ひ、幾もなく天皇位を皇太子に讓り給ふ、即ち後宇多天皇立ち給ひ、龜山上皇院政を聽き給ふに至り、後深草上皇益御意を安じ給ふによしなし。是に於いて兩皇統分争の勢漸く成る。幕府は遂に上奏して後深草上皇の御意を慰めたてまつり、皇子熙仁親王を立て、皇太子となす、西園寺實兼、京極

爲兼等太子を輔佐して大に謀るところあり。因りて後宇多天皇御意を安じ給はずして位を皇太子に譲り給ふ。即ち伏見天皇立ち給ひ、忽ち形勢一變し、後深草上皇始めて院政を聽き給へり。幕府上奏して皇子胤仁親王を立て、皇太子となすに至り、持明院の皇統の勢力益大に張り、龜山上皇御意を安じ給ふによしなきに至る。然るに伏見天皇の近臣勢力を誇り、徃徃にして專横の行爲あり。殊に京極爲兼和歌を以て仕へ、極力新調を主唱し、一部の怨恨を買ふ。後宇多上皇の近臣等この機に乗じ、大に謀るところあり。遂に伏見天皇位を皇太子に譲り給ふ。即ち後伏見天皇立ち給ひ、伏見上皇院政を聽き給ふ。後宇多上皇の皇子邦治親王を立て、皇太子となし、幾もなく後伏見天皇位を皇太子に譲り給ふ。即ち後二條天皇立ち給ひ、後宇多上皇院政を聽き給ふに至り、忽ち

形勢再變す。後深草上皇龜山上皇相尋いで崩御し給ひ、各御意に任せて御領を皇子皇女等に分配し給へり。而して是れ亦大に紛争を助成することゝなる。幾もなく後二條天皇崩御し給ひ、後伏見上皇の皇弟なる法皇立ち給ふ。蓋しこれ幕府密に初議を遂げたるものなり。是に於いて忽ち形勢三變す。初め龜山上皇は御領の大半を殊に御鍾愛し給へる皇子恒明親王に譲り給ひ、後宇多上皇に勧め恒明親王を立て、皇太子となさしめんとし給ひたりしも、龜山上皇崩御の後、後二條天皇の皇子邦良親王生れ給ひしを以て、その遺勅を行ふこと能はず。法皇立ち給ひ、伏見上皇後伏見上皇相尋いで院政を聽き給ふ。後宇多上皇迭立の議に依り、邦良親王を立て、法皇の皇太子となさしめんとし給ひしも、尙ほ幼弱なるを以て、後二條天皇の皇弟にして、法皇より年長なる尊

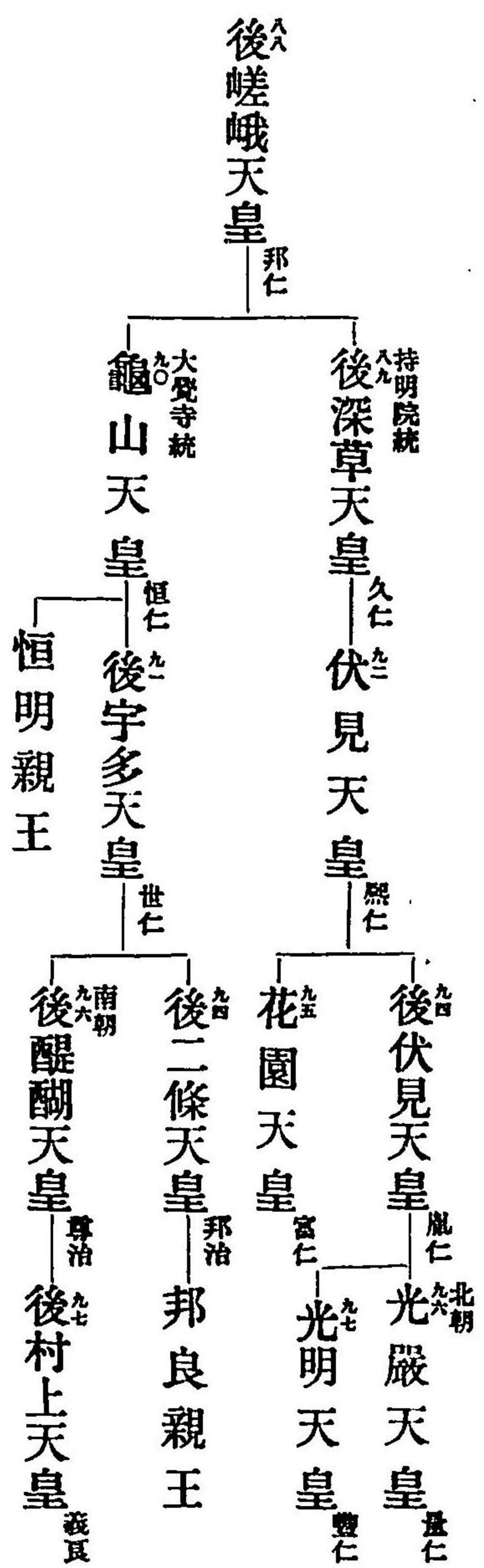
治親王を立て、法皇の皇太子となし給ふこととなる。法皇在位十年に及び給ひ、後宇多上皇の近臣等幕府に迫り上奏して御讓位の裁許を得んとす。伏見上皇後伏見上皇の近臣等これを妨げんとし、兩方の使者交、幕府に至り、往來織るが如く、苦策至らざるなし。法皇遂に御讓位の裁許あり。大に御感懷を漏し給へり。

後醍醐天皇立ち給ひて、忽ち形勢四變す。立太子の事等に關して兩皇統の間紛擾絶えざるも、天皇英邁豪毅にわたらせられ、毎に親ら裁斷し給ひ、自ら大覺寺の皇統の勢力大に張ることとなる。

已に第二章御事歴の條に記述したるが如く、元弘の亂以後法皇の御境遇は數變化し、後醍醐天皇の中興の大業成りて、光嚴天皇の廢せられたまふに至り、その皇叔父にあたらせ

給ふ法皇の御境遇想察したてまつるべきなり。然るに南北兩朝對立するに至り、法皇は北朝に重きをなしたまへるも、力めて世事に關係せんことを避け給ひ、遂に宗教上の御生活に入り給へり。

再び兩皇統を表示すれば左の如し。法皇崩御後にか



二 御仁孝

法皇は御年僅に十二歳にして御即位あり。親ら政務を視給

ふことなしと雖、その御幼年にして毎に深く天下の事を憂ひ給へり。正和二年五月六月の交日日霖雨あり、諸河氾濫し、人畜流溺死傷し、諸國の人心兢兢として安からず。皇位に在り給ひ、深くこの災殃を悲嘆し給ひ、自ら詩を賦し給ひて内侍所に納め、御心願を發し給ひ、天下の人民に代りて身命を捨つべしと宣へり。御製は今之を知るによしなしと雖、御心願を述べたまひたるものなるべし。而して天下の人民の不幸を見るに忍び給はずして、自ら人民に代りて身命を捨つべしと宣へるに至りては、當時御年十七歳なる御少年の天子の言として、實に驚くべきにあらずや。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

天陰雨降、近日霖雨過法、定洪水歟、爲歎々々、凡天下不靜歎入

々々、○正和二年五月二十九日の條。

入夜雨降、近日霖雨及數日、梅霖過法、尤歎入、月○正和二年五月三十日の條。

天陰雨降、河水溢之間、人多流死、云云、月○正和二年六月二日の條。

天陰雨不休之間、作絕句詩、聊申内侍所、其趣假令代民可弃我命之故也、即雨脚休、又暫雨灑、即晴夕陽影新、其後天猶雖陰、雨脚止了、神威新者歟、非詩之珍重、依心之清潔歟、月○正和二年六月三日の條。 文保元年五月日日炎旱にして、苗田枯涸す。法皇位に在り給ひ、朕重任に居るに及ばず、恐れざるべからず。心中殊に懇祈を致すと宣ひ、般若波羅密多心經を讀誦し給ふ。已にして甘雨降り、法皇大に悦び給ひ、亦微志の顯はるところ悦ばさるべからずと宣ふ。法皇位に在り給ひ、天下の人民と共に與に喜憂し給はんとする御仁心を窺ふべきなり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

炎旱已涉旬、田無青苗、只有赤地、云云、朕以不逮居重任、不可不

恐歎、仍心中殊致懇祈、敢無其驗、昨日誦心經祈請之、午後大陰風頗吹、甘雨忽灑、喜悅無極、水天供驗歎、亦微志之所顯、不可不悅歎、○文保元年五月一日の條。

朝間雨不降、午後陰雨四滿、水天供過七日、未見其驗、但去夜雨、今日陰氣尤其驗歎、一日雨猶不足、云々、件雨尤前相歎、午後雨降、水天供驗歎、尤可尊、○文保元年五月七日の條。

文保元年六月伏見法皇御惱あり。法皇驚嘆し給ひ、道昭前大僧正等を請して持明院殿に於いて五壇法を始行せられ、専ら御平癒を祈禱せさせ給ふ。法皇精進し給ひ、共に祈禱し給ひ、若し天運限りありて轉じ難からば、朕が身を以て代らんと宣へり。この一言法皇が平常の御孝心を察するに餘りあるにあらずや。

宸記に依りて之を見るに、御父皇の御惱に方り、親ら日日之

を記録して悲嘆し給へり。左にその一二を抄出せん。

法皇御窮屈以外御事也、云々、引御痢病御氣、云々、殊驚嘆無極者也、○文保元年六月十四日の條。

法皇御窮屈、同體御坐、心中只悲嘆之外無他、○文保元年六月十五日の條。

法皇御窮屈以外興盛、御痢病更發、彌御窮屈、云々、仍御祈等被始行、云々、心中悲嘆不可敢云、○文保元年六月十六日の條。

法皇御惱猶不平癒、御悲嘆無極、仍自今日精進懇切祈申、若於天運有限難轉者、以身可爲代之由祈請、○文保元年六月十八日の條。

宸記の文保元年六月二十九日以後缺けて傳はらざるを以て、伏見法皇崩御の時の事、これを見るによしなきも、元應元年以後記録し給ふところに依りて之を見るに、文保二年より常に御病患に悩み給ひ、日に御衰弱に陥り給へり。これ實に御愁傷に因りて御健康を損じ給ひしものなるべし。

毎月三日には必ず伏見法皇の御月忌の佛事を嚴修し、衣笠殿に御幸ありて参拜し給へり。

元亨二年十月の末、御病患殊に重く、二十七日の夜親ら今日吐痢數反心神惘然たりと宣ひ、醫長直尙康仲成等を召し藥石を進めしめ給ひ、十一月二日に至り、未だ全癒せず。然れども強めて沐浴し給ひ、追遠の孝豈疎にすべけんやと宣ひ、御病患を力めて御月忌の御佛事を嚴修し御幸し給へり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今夜予損心神、吐痢數反、心神惘然、及深更落居、召長直全成等、

冷氣之由申之、面々進藥等、元亨二年十月二十七日の條。

今日心神聊落居、元亨二年十月十八日の條。

冷氣未散、飲藥等、尙康仲成等参令診脉、猶有餘氣之由稱之、元亨二年十月十九日の條。

今日猶風氣有餘氣、不能出簾帷外、飲湯藥等、仲成脉、猶有冷氣之由申之、元亨二年十月十一日の條。

今日沐浴心神落居之故也、醫等猶有冷氣之由雖申之、明日御月忌不可不参、仍今日推而沐浴也、平日不能啓省定之義、追遠之孝豈疎乎、御月忌宗外何事有餘波乎、仍抑所勞欲参者也、元亨二年十月十一日の條。

今日御月忌、兩院予女房一人乘車、永福門院今日無御幸、御月忌如例、景仁親王自先参先退出、其後還御也、行法如例、今夜不動護摩於聽聞所見之、定曉僧正自去月晦修之也、元亨二年十月三日の條。法皇の御仁孝を窺ふべき事實頗る饒きも、今一一枚擧して説明するの要なかるべし。

正中二年四月八日宮中恆例の御佛事なる佛生會を行ひ給はんとして、その本尊の身内に納め給はんが爲め、法皇精進

潔齋し給ひ、親ら發願文を執筆し、慈嚴僧正に命じて淨書せしめ給ひ、祈願五箇條更に私なきものなり、唯天下の爲め、孝行の爲めなりと宣へり。是れ實に法皇が平常の御心事を發露し給ふものなるべし。

早旦魚食以前發願文書遣慈嚴許、予自草、即清書僧正、發願文裏書之也、紺紙押薄圓形也、是明日本尊身内可奉納之料也、祈願五箇條、更無私者也、爲天下爲孝行許也、更不交私願等也、正〇

中二年四月七日の條。

灌佛如例、云云、正中二年四月八日の條。

延元二年二月の頃なるべし。皇母顯親門院の御忌に際し、永福門院内侍に與へて答へ給へる御製あり。その御感想を窺ひ奉るべし。風雅和歌集に見ゆ。

顯親門院御忌の頃奉りける

永福門院内侍

今年しもあらぬ方にやしたひまさるつらき別の花鳥の春御返し

花の散り春の暮らん行方だに知らぬ歎きの本そ悲しき己に法皇の御仁孝は御天稟に出で給へり。その御性行の一世に卓出したまひたるもの良に以あるなり。

三 御謙讓

正和二年筑前香椎宮火災に罹り、三年正月大分宮火災に罹り、二月尊勝寺最勝寺等火災に罹る。これを聞き給ひて、毎に自ら誠め給ひ、朕不徳の至りかと宣ひ、殊に仁王般若經を轉讀し、天下の泰平を祈禱し給ふ。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

申刻許東方有火、道昭僧正坊、云云、仍遣使者於壇所、所令問之、風吹之間、火數剋不消、尊勝寺最勝寺燒了、云云、兩寺同時回祿、

殊以歎入事也、○正和三年二月十四日條。

戍刻許東方有火、聖護院近邊、云云、即消了、近日燒亡繁多也、朕不德之至歟、仍殊讀仁王般若經、祈天下泰平、神明佛陀何無冥助乎、○正和三年二月十五日條。

今日聞鎮西大分宮正月二十四日回祿、云々、去年香椎宮回祿之後、宗廟神即連々回祿、最驚歎者也、是朕不德之至、世及澆季之故歟、○正和三年二月二十九日條。

當時天下疱瘡流行し、人民多く之を患ふ。法皇大に憂ひ給ひ、これ朕の不徳に依るか、尤も驚嘆極りなしと宣へり。

凡當時自去年冬比、疱瘡大略每人疾、云云、是依朕不徳歟、尤驚嘆無極、○正和三年正月十九日條。

又春日神木動座の騷擾あり。法皇恐懼極りなし、これ朕の不徳に依るかと宣へり、○正和三年三月十日條。

石清水八幡宮訴訟の事あり、神人等神輿を奉じて京都に亂入す。法皇日夜御意を勞し給ひ、朕不徳を以て猥りに天子の位を踏む、仍て此の如き災あるか、悲嘆の至り、筆端の盡すところにあらず、偏に佛神の冥助を仰ぐのみなりと宣ふに至れり、○正和三年三月二十九日條に見ゆ。

文保元年二月新内裏漸く落成せんとして、幕府御讓位を奏上せんとするよし聞き給ひ、冥慮に任す外なしと宣ひ、三月三十日幕府の使刑部權大輔親鑒入京し、尋いで僧禎覺上京し、關東の形勢を奏上するに方り、委細聞き給ひ、此兩三年連連その説ありと雖、その實なし。而して今度已に治定す、不徳の質在位已に十年に及ぶ、後伏見院後二條院共に十年に及ばず、愚身を以て已に此兩院に過ぐることに、誠に過分の事なり、何ぞ歎くべけんやと宣ふ。當時法皇は自ら新内裏に遷幸

するに至らざるを惜み給ふも、更に朕隨分稽古し、學心を勵ますに至らずと雖、徳を勤め、仁を施す、若し此一徳纔に天意に契ふか、已に十年在位す、天道神慮悦ぶべし、悦ぶべしと宣ふ。その御謙徳を窺ふべきなり。

御讓位は固より法皇の御意にあらざるを以て數、御感懷を漏し給ひ、頗る痛烈なる言を發し給へるも、亦自ら謙抑し給へること、殆ど常度に超えたり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。
今日酉刻禎覺師也仲法自關東上洛、關東形勢頗不快、云々、遷幸事者承了之由申之、云々、然而今朝之間東使親鑒上洛、云々、然者遷幸猶以難憑事歟、關東人心多在彼御方、云々、是雖追從之甚之所致、又豈非天運乎、此兩三年連々雖有其說無其實、而於今度者已治定、云々、不徳質在位已及十年、新院後二條院共不及

十年、以愚身已過此兩院條、誠過分事也、何可歎哉、然而造内裏已功終、遷幸日次治定、而忽不能見、第一遺恨事也、同院燒亡以後、云造内裏、而適相逢、尤爲悦之處、已以相違、倩案之誠不徳之身、爭軼龜山院以後代々聖代乎、事理尤可然、不敢所怨、只可歎運之拙、徳之薄、關東方人大略春宮方人歟、是又人所歸、定天所與歟、春宮兼和漢才、年齒如父、誠道理可然、而朕隨分稽古、學雖不至勵心、勤徳施仁、若此一徳纔叶天意歟、已十年在位、天道神慮、可悦々々、今及如此沙汰、又天之令然也、更不怨天、不咎人者也、只多年禁中作法、餘波難盡、心中含悲許也、○文保元年二月三十日の條。法皇院等世上事有仰之旨、同朕所存、已及十年、末代不可謂短、非遺恨、只造内裏最中事聊遺恨、云々、但此事未披露、如此内々關東者所有申也、○同條。後披見之處、此記甚以愚也、不至道義之故也、在位十年、是到末

代可謂久、是亦命也、不足爲悅、縱不見造内裏是亦命也、不足爲
歎、○同條
追記。

元應元年閏七月室町院御遺領の内、伊勢國證誠寺の事に關
 して御感想を漏し給へるもの、亦法皇の御謙徳を窺ふべき
 なり。

室町院御遺領の内、伊勢證誠寺は伏見天皇御管領ありしも
 の法皇御相傳あり、然るに後宇多法皇之を横領して返附し
 給はず。法皇大に憤り給ひ、故なく他人の管領分を召され、先
 例ありと稱せらるること不可説か、法皇内外の典籍に通じ給
 ひて尙ほ此の如き事をなし給ふ、尤も不審なり。言行相合ふ
 は頗る稀なることかと宣へり。然るに忽ち自ら反省し給ひ、
 朕嘗て冬房相傳の庄管領の時之を召し放ち、女房に賜ひた
 ることあり。朕冬房の理を知るも、未だかの相傳の庄を返附

する能はず。彼れ是れ事體異なる所あるも、道理相同じ。されば
 今自ら過を掩ひ、他の非を責むべきにあらずと宣ひ大に謙
 讓し給へり。是を以て觀れば、法皇の御胸臆は實に玲瓏透徹
 玉の如くなるにあらずや。

即ち記録し給ふこと、左の如し。

抑此間室町院御遺領内、伊勢國證誠寺故院御管領内也、仍朕
 管領之處、自法皇無故被召之、以左府申入之處、今夜内々申返
 事之事、理可然、但如此事相交歟、云々、此返事頗不足言歟、無故
 被召他人之管領分、被稱有先例之條不可説歟、倩案之處、法皇
 隨分内外典籍有御稽古、而如此事有之、尤不慮事也、如何思之、
 言行相合頗稀事歟、此等事重以理欲申之處、朕願身忽知非理
 所著、冬房卿相傳庄院御管領之時、召放之給女房、朕雖知冬房
 理、依闕如、于今未返給、雖懸心中、未顯本意、以是思之、是者臣下

也管領内也、彼者中分之外也、雖事之有淺深、非理同前歟、豈隱吾小過、謂他之非理乎、是孟子所謂五十步奔與百步奔也、此事尤可止、誹謗事歟、須先正我非理、謂人之過失也、而付闕如、雖不正我理、先謂人之失、是以自吾知不能好學、爲知自過、聊記誤失也、多年雖好學、未主顯行道、可悲々々、人人之不知己、誠此故歟、

元應元年閏七月二日の條

尙ほ御領に關して數、紛擾あり、毎御感懷を漏し給ふも、御謙讓し給はざることなし、要するに事に當り物に接し給ひ、至る所その美德の湧然として溢れ給ふを見るなり。

四 御謹嚴

法皇の御謹嚴を窺ふべき事實は、法皇親ら記録し給ふ所、自らその御性行を示し給ふ。即ち宸記に依りて之を見るに、殆ど至る所にこれあり。一一枚舉するに堪へざるを覺ふ。

然るに皇太子量仁親王を誠め給ふ言は、即ち尤もよく法皇の御謹嚴を窺ふを得べし。量仁親王は伏見天皇の皇子にして、法皇の皇姪に當らせ給ふ。後醍醐天皇即位の後立ちて皇太子となり給へり。法皇皇叔父を以て常に御教育に御意を用ひ給ひ、殊に誠め給ふ言あり。その一面は即ち法皇の御性行なり。百世の下これを拜して忽ち肅然として襟を正うせざるを得ず。茲にその大要を紹介せん。

余聞く天蒸民を生じ之が君を立て、司牧せしむるもの、人物を利せしむる所以なり。苟もその才なくば、その位に處るべからず。人臣の一官之を失するも猶ほ天事を亂ると謂ふ。鬼瞰遁るゝなし。何ぞ況や君子の大寶をや。慎まざるべからず。懼れれざるべからざるものかと宣へり。

太子宮人の手に長し、未だ民の急を知らず。常に綺羅の服飾

を衣て織紡の勞役を思ふなく、鎮に稻梁の珍膳に飽いて未だ稼穡の艱難を辨ぜず。國に於いて曾て尺寸の功なく、民に於いて豈毫釐の惠あらんや。只先皇の餘烈を以て猥に萬機の重任を期せんと欲す。德無くして謬て王侯の上に託し、功無くして苟も庶民の間に蒞む。豈自ら慙ざらんや。それ詩書禮樂は俗を御する道なり。四術の内何をか以て之を得たる。請ふ太子自ら省みよと宣ひ。これより天子の學問道德を論し給ひ、縷縷として盡きず。漢唐の事例を擧げ、國家興亡の分るゝ所以を辯し給へり。一轉して我國體を説き給ひ、吾朝は皇胤一統にして、彼の外國の德を以て鼎を遷し勢に依りて鹿を逐ふものに同じからず。故に德微と雖、隣國窺覩の危無く、政亂ると雖、異姓篡奪の恐無し。是れ宗廟社稷の助餘國に卓躒するものなり。然れば纔に先代の餘風を受け、大惡の國

を失ふなくば、守文の良主とせらる。必ずしも德の唐虞に及ばざるを恨むに足らず。云々。この説を聞く者皆然りとなせり。然れども余惟ふに、是れ大に謬れりと宣ひ。先づ自然の物理を説き給ひ、洪鐘響を畜ふ。九乳未だ叩かずして誰れか之を音無しと謂ふか。明鏡影を含む。萬象未だ臨まずして誰れか之を照さずと謂ふか。事迹未だ顯はれざるも、物理炳然たり。是れ孟軻帝辛を以て夫となし、武發の誅を待たずとする所以なり。薄德を以て神器を保たんと欲するは、理の當る所にあらずと宣ひ、累卵朽索の譬喩を以て、その危険を警訓し給ひ、更に實際の形勢を説きたまひ、中古以來兵革連綿とし皇威衰移す。豈悲しからずや。太子宜く熟前代の興廢したる所以を觀察すべし。龜鑒遠からず、昭然として眼に在るものか。殊に時澆漓に及び、人皆暴惡なり。才智萬物に周からずん

ば、何を以てこの悖亂の俗を御するを得ん。太平の時にありては庸主と雖、よく治むるを得べし。堯舜生れて上に在れば、十桀紂ありと雖、之を亂るゝを得ず。勢治まればなり。今時未だ大亂に及ばずと雖、大亂の勢の萌すこと已に久し。一朝一夕の事にあらず。聖主位に在らば無爲に歸し、賢主國に當らば亂るゝことなかるべし。若し然らずば大亂數年の後に起らん、一旦亂るれば聖哲の英主と雖、容易に治むべからず。況や庸主にありては、國日に衰へ、政日に亂れ、勢必ず土崩瓦解に至らん。近代の主未だ此の如き時運に際會せずと雖、唯太子登極の日、この衰亂の時運に當らんことを恐るゝなりと宣ひ。次に諄諄として誠め給ひ、内に叡智あり、外に神策あるにあらずば、よく今時に立つ能はずと宣ひ。専ら學問修養を勸奨し給ひ、詩書禮樂を以て心を治むべしとなし、寸陰を重

んじ、夜を以て日に續きて研尋すべしと宣ひ。而して假令學百家に涉り、口六經を誦するも、儒教の奥旨を得べからず。況や末學庸吏の治國の術を求むるは、蚊虻の千里を思ひ、鷓鴣の九天を望むよりも愚なりと宣へり。凡そ學問の要は周物の智を備へ、未萌の先を知り、天命の終始に達し、時運の窮通を辨ずるにありとなし給ひ。日日自ら省察すれば、似る所ありと宣へり。これ實に法皇が常に自ら御學問と御性行と一致し給ふところなり。今唯之を以て太子を誠め給ふを見て、益、法皇の御平生を仰察し奉るべきなり。且つ徒に廣學博覽なるを斥け給ひ、解説釋義等は群僚各掌る所あり。君主たる者強めて自ら勞すべきにあらずとなし給へり。

又頃年一群の學徒あり。僅に聖人の一言を聞いて自ら胸臆

の説を馳せ、佛老の語を借りて濫に中庸の義を取り、湛然虚寂を以て儒教の本となし、仁義忠孝の道を知らず、法度に協はず、禮儀を辨へず。無欲清淨は取るべきに似たりと雖、唯是れ老莊の道なり。孔孟の教にあらず。之を取るべからず。假令學に入るも猶ほ多く此の如き失あり。深く自ら慎むべしと宣ふは、當時宋の新註を取り、漫りに之を主張するものあるを排し給ふものなるべし。

若し學功立ち徳義成らば、唯に帝業を當年に盛にするのみにあらず。亦以て美名を來業に貽し。上は大孝を累祖に致し下は厚德を百姓に加ふ。然れば高くして危からず。満ちて溢れず。豈樂しからずや。一日屈を受け、百年榮を保つは、猶ほ忍ぶべし。況や墳典に心を遊ばせば、塵累の纏牽するなく、書中故人に遇ひ、只聖賢の交を締すあり。一窓を出でずして千里

を觀、寸陰を過ぎずして萬古を殊にす。樂の尤も大なる、これに過るなし。宜しく審思すべきのみと宣へり。

法皇が太子を誡め給ふ言は、數千言縷縷として盡きず。今はこれによりて一面より法皇の御性行を察せんとし、その大要を擧げたるなり。而して一言之を覆へば、御謹嚴なりと云ふに歸すべきを覺ふ。元徳二年二月の諫太子書に依る、原文なり。

五 御修養

法皇が御學問を力め給ふは、即ち御修養をなし給ふにありて、早くより深く茲に御意を用ひ給ひたるも、御讓位の頃より、殆ど萬事を措いて、専ら御修養をなし給へり。

文保元年九月御父伏見法皇御崩御あり。翌年二月御讓位の御事あり、大に宸襟を惱し給ふ。加ふるに御脚疾を患ひ給ひて、御氣力の衰弱を覺え給へり。御讓位の後持明院殿に御し

給ひ、坐に人生の無常轉變を感じ給ひたるが如し、第五章御信項

當時日夕内外和漢の書籍を耽讀し給ひ、幼年の頃精勵せざりしを以て博學ならず、隨分稽古の力、漸く道義を知るも、心未だ賢哲に至らず、是れ吾生涯の遺恨なりと宣ひ、遲鈍の性早晚進むを得ん、只心を墳典に屬し、仰鑽の功を待たんと欲するのみと宣ふ。その自ら策勵し、御修養を力め給へるを見るべし。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

此間無他事、終日大略除食時外披經典、雖屬心於文義、性稟遲鈍不能通達、而猶隨分稽古之力、漸欲知道義、心未至賢哲、是吾生涯之遺恨也、遲鈍之性、早晚得進、只屬心於墳典、欲待仰鑽之功而已、恨猶幼年之當初不勵提携、故不能博學也、二十元應元年十月

更に末世澆季の時に生れて、古聖賢に遇はず、吾不幸の至り、嘆いて餘りありと宣ひ、當時の君臣共に私欲に覆はるゝを嘆息し、正道を破壊する本源は此に在るか、と宣へり。次に學問に志す者は先づ私欲を斷つべし、本源を塞がば末流自ら斷つべし、萬惡皆此に依らざる莫し、慎むべし、慎むべしと宣へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

生遇末世澆季之時、不遇古先之聖賢君子、吾不幸之至、嘆而有餘、每見先賢之行跡、莫不嘆息、見今時之君臣皆被掩嗜欲、莫不蓄貪資、時多壞正道源在斯歟、志學之人可斷多欲也、塞源其流自可斷之故也、萬惡皆莫不依之、云々、可慎々々、莫忽而已、〇元

六年十月二十日

然るに世間に説をなす者あり。顔回不幸短命にして死し、盜

跖却て天壽を全うす。道を修め學を好むも、竟に益あるなし。と。法皇之を辨明し給ひ、熟思するに此の如き説をなす者は、道を思はざるものなり。死生命あり、富貴天に在り。禍福を以て論ずべがらずと宣ひ、反覆之を辨明し給ひ、要するに顔回の如きは陋巷に在りて之を樂となすものなり、君子その位に素して行ひ、外を願はざるものなりと宣へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

或疑曰、書曰、迪道即吉、逆道即凶、吉凶之報尙影響云々、而顔回孔門之上弟、四科之中、以德行之、其聖賢不可得而言、而不幸短命而死、盜跖橫行、以壽終、以是觀天命與善之道有疑、修道好學何爲乎、云々、情思此人、不思道之甚也、死生有命、富貴在天、何以是論乎、凡夫道不可須臾離、可離非道、云々、又曰、道猶戶、誰不由戶、出道之體誰人不依之乎、以禍福不可論之、若論之以禍福

者、不志道之人也、雖然修道人得福、作逆者得禍、是理之自然也、更非推而言、而至如顔子者在陋巷、以是爲樂、君子素其位、行不願其外者也、云々、元應元年十月二十日

此の如くにして益、御修養を力め給ひ、大にその功を積み給へり。

元亨二年八月の頃、頃年以來漸く道の本を覺ゆるも、未だ天道に達せず、尤も恨みとなす。然り而して内外の典隨分道義を思ふと宣へり。

又凡そ内外和漢の書、反覆之を讀めば、必ずその文義を知る、而して再三再四覆讀すれば、必ず道義の心裡に浸染するものありて、自ら手の舞ひ足の踏むところを知らざるに至ると宣へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

予幼年不好學、十四五歲以來、隨分稽古、雖競寸陰、天性稟愚拙、不能成立、而頃年以來、漸覺道之本、未達天道、尤爲恨、然而內外典隨分思道義、元亨二年八月二十四日の條。

凡内外和漢書、反覆讀之、必知其義、於義雖無疑、及再三乃至數回、必有道義之染心、不知手舞足踏之心、自然而來者也、讀書人必以此心可稽古也、一兩及讀誦或不留心者、更無稽古益者也、

元亨二年九月六日の條。

六 御感慨

法皇は皇威の式微を慨し、政權の推移を嘆じ、世道人心の墮落を憂ひ給ひ、常に御感慨を漏し給へり。且つ大に佛教の廢頽を悲み給へり。

文保三年の頃、延曆園城の二寺園城寺の大乗戒壇の事に關して大に相争ひて數蜂起し、遂に四月二十五日延曆寺の大

衆暴舉して園城寺を襲撃し、火を放ちて金堂僧房等を燒く。法皇これを聞きて大に悲嘆し給ひ、天魔の所爲左右すべからず、法滅の期至るかと宣へり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

傳聞去夜丑剋三井寺衆徒二百人許、帶甲冑至長乘僧正房、迎取行園城寺、云云、是爲金堂供養戒和尚、云云、但聖護院、圓滿院等、申顯辨僧正所不授之受者相殘之間、爲灌頂所迎取也、云云。但寺門衆徒自稱云、金堂供養了、戒壇立了、云云、何眞何僞未辨者也、天魔之所爲不能左右、依此事山門彌蜂起、二十一日可發向寺門、云云、法滅之相誠足嘆者歟、元應元年四月十八日の條。

山門事猶蜂起、云云、元應元年四月十九日の條。

今曉山門衆徒發園城寺、云云、未剋許資明參申云、園城寺金堂戒壇等皆燒拂了、云云、法滅期已時歟、悲嘆之至、不能記盡耳、元〇

園城寺爲山門被燒失例及度々歎然而今度堂并僧坊等不殘
一字拂地燒失了、此事超越過先例、是併法滅之期歎、可嘆息、可
嘆息、○同
○同

佛教の學問の風儀の實着ならざるを見て大に悲嘆し給ひ、
近代の人學を好むも皆文を先にし質を後にす。内典亦此の
如く、更に佛の本懷を知らず。悲いかな、悲いかな。之を思うて
努心す。争か中興せしめんや。晝夜宸襟を勞するは只この一
事に在りと宣ひ。摩訶止觀を讀み給ひて、深く感じ給ひ、延い
て當時の佛教の學問をなす者を評し給ひ、近代の學者豈卑
劣なる者にあらずや。故に天台の旨懸隔し、妙樂の意遂に失
す。豈悲しからずやと宣へり。
即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

柳 廿日戌子火満 下弦

大藏院後 御札吉

長屋降雨具伴

今お國事付有らば
お國事付有らば
お國事付有らば

皇 廿日己丑火平 左入水馬路 御時

大藏院後月敏 裁衣吉

皇

能記 凡五日初夕帳 皇 廿日己丑火平 左入水馬路 御時
能記 凡五日初夕帳 皇 廿日己丑火平 左入水馬路 御時
能記 凡五日初夕帳 皇 廿日己丑火平 左入水馬路 御時
能記 凡五日初夕帳 皇 廿日己丑火平 左入水馬路 御時

張 廿日庚寅水定

行儀先致殿

天晴 廿日庚寅水定 行儀先致殿
天晴 廿日庚寅水定 行儀先致殿
天晴 廿日庚寅水定 行儀先致殿
天晴 廿日庚寅水定 行儀先致殿

廿日辛卯木執

絶陽无翅

所記續日 廿日辛卯木執 絶陽无翅
所記續日 廿日辛卯木執 絶陽无翅
所記續日 廿日辛卯木執 絶陽无翅
所記續日 廿日辛卯木執 絶陽无翅

近代人好學、皆先文後質、可悲事也、内典又以如此、更不知佛本
懷、悲哉、々々、思之、努心、爭令中興哉、晝夜勞襟、只在此一事、元亨八年
二月二十四
日の條。

此間見止觀、其立思妙文、云高尙者高尙、止卑劣者卑劣、云云、近
代學者豈非卑劣者哉、故天台之旨懸隔、妙樂之意遂失、豈不悲
乎、元亨二年十
月十六日の條。

元亨元年四月の頃、一童子の猿を牽き來りて、技藝を演ぜし
むるを觀覽し給ひ、猿の種種の技藝をなすこと殆ど人に似
たり。尤も興あり。此の如く禽獸の人の教に隨ふを見て、衆民
の聖賢の教化に感歸するとあるべきを知る。然るに今や君
臣共に德行なく、衆民の教化せらるゝによしなしと宣へり。
即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今日童一人相具猿參、此猿施種々藝能、與人不異、尤有興、禽獸

之無情、隨人如此、聖人之教化、民庶之隨之、不誠乎、痛哉、去聖君
臣無德行、民不得化、元亨元年四月十一日條。

已に第二章御學問の條に記述したるが如く、元亨二年三年の交、儒教に依りて世道人心の墮落を救はんとし、大に御精力を傾注し給へり。而して適後醍醐天皇が亦儒教に意を用ひ給ふよしを聞き給ひて、近代政道已に廢れ來ること久し、この時に中興すべきかと宣へり。法皇が夙に如何に之を憂ひ給ふかを仰察し奉るべきなり。

主上殊令學中庸道給、政道可歸淳素云々、尤可然事也、近代(中か)道已廢來久、遇此時可有(中か)興歟、元亨二年二月十二日條。

寛平御記を読み給ひて、基經の權威の由りて來る所を論じ給ひて、政權の推移を憤慨し菅原道眞の忠諫を嘉賞し給ひ、毎に此記を見て只當時忠臣なく、不忠不直の臣滿朝に多し、

朕此の如く末代澆季の時に生る、是れ不運の至りなり。悲いかな、哀いかな、臣下皆忠を存する人無し、況や大忠に於いてをや。嘆ずべし。悲しむべしと宣ふに至れり。

今日寛平御記十卷一見了、但第二章菅丞相等之臣下多納諫、每見此記、只恨當時無忠臣、不忠不直之臣滿朝多、朕如此生末代澆季之時、是不運之至也、悲哉、哀哉、臣下皆無存忠人、況於大哉忠可嘆、可悲、元亨二年四月十日條。

然れども法皇は決して徒に御慷慨し給ふにあらず。後醍醐天皇の治績を聞き給ひては大に稱揚し給ひ、朝臣の善行を聞き給ひては、極力嘉賞し給へり。内大臣藤原師信、菅原在兼の薨去の時の如き、生前の功勞を説き給ひて、思慕止むなしと宣へり。されば不忠不直の臣滿朝に多しと宣ふは、殊に朝臣を戒飾し給ふものなるを知るべし。元亨元年六月二十三日條、十一月一日條の各條に見ゆ。

正中二年十二月北條高時男子を生むに方り、法皇并に後伏見上皇院宣を賜ふ。その文中仲經を以て申さしむ、使者を差し進ぜしむとあり。法皇これを見給ひて、進の字、申の字等頗る過分か。然れども近代の法此の如し。仍て此の如くなりと宣ふ。この御一言を以て法皇が朝廷と幕府との關係について御慷慨し給ふところを知るに餘りありと謂ふべし。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今朝書關東狀、其辭、

男子誕生事承悅之趣、以仲經令申者也、

十二月十日

院御方院宣十日之由被書、仍御書又同日也、予又同書之也、

兼日可遣院宣之旨有議、定資已書進、而可爲手書之由治定間、後院宣止了、自院御方雖有勅書、猶加院宣也、是爲施行也、彼御書云、

男子平誕生事、尤以珍重、仍令差進使者者也、

十月十日云々

進字、申字等頗過分歟、而近代之法如此歟、仍如此也、二〇正月十一日十條。

七 御風雅

法皇嘗て宣はく、行基菩薩の語に、世に背けば狂人の如く、世に隨へば望あるに似たりとあり。これ尤も肝に銘するものなりと。元亨二年八月一日の條に見ゆ。法皇の御境遇は益、この所謂る行基菩薩の語の切實なるを感じ給ひたるべし。尤も肝に銘するものと宣へるは、法皇が常に世間に處し給ひ、茲に苦心し給へるものなるを仰察し奉るべし。法皇の御境遇は、自ら法皇が御意を安じ給ふによしなきものあり。然れども法皇はこの間に在り給ひて、決して、孤高偏狹の御言動あるなく、悠悠然と

して自適し給へり。
こゝに於いて法皇の御風情を窺ひ、その一端を記述する要
あるを覺ふ。

法皇位にあり給ふ頃、常に種種の遊戯をなし給ひ、侍臣と
もに大に興に入り給へり。殊に數射弓、蹴鞠、管絃等を試み給
へり。正和二年九月百日鞠をなし給ひ、日日これを試み給へ
るが如き、亦その御執心を見るべし。

即ち親ら記録し給へる一二を抄出すれば左の如し。

及晚聊小弓□度、予矢中少、近年久不射、仍如此、其後侍臣等少

少管絃、云云、○正和二年九月十八日條。

今日侍臣等蹴鞠、皆以比興也、爲予之練習也、上手無一人、○正和二年九月十九日條。

入夜射小弓、予矢中少、懸物扇等也、○正和二年九月十八日條。

晝侍臣等終日蹴鞠、予又自今日始百日鞠事、○正和二年九月十六日條。

文保元年二年の頃、御讓位の事に關して風説流傳し、宮中漸
く騒然たり。然れども法皇はこの間にありて、讀書法談の外
には、圍碁、彈絃等をなして興に入り給ひ、御胸中自ら閑日月
あり給へるが如くなり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

徒然間圍碁、○文保元年五月十八日條。

入夜雨降、與右大臣圍碁、○文保元年五月十九日條。

終日無事、令侍臣圍碁、依徒然也、是連日事也、然而今日依無事
記之、○文保元年五月十八日條。

六條爲御所、歷覽參入、即令彈箏、令前右衛門督兼高朗詠一兩
曲、○文保元年五月十八日條。

今日都無事、侍臣兩三奏絃歌、依徒然也、○文保元年六月三日條。

又將棊双六等も試み給へり。
御讓位の後は、殊に御風情饒く、常に花月山水の遊樂をなし、
詩歌管絃の興趣を求め給へり。

元亨二年八月十五日の中秋明月なく、風雨兼ね至る。法皇の
御所に二三の公卿相會して詩を賦す。公時題を出し、雨夜思
明月と云ふ。法皇諸公卿と共に興に入り給ふ。然るに詩筵散
して御寢の後風雨歛り、明月鮮なり。法皇後に之を聞き給ひ、
良辰空しく過ぐ、尤も遺恨なりと宣ふ。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

晩頭雨降、入夜風雨如晦、曉更雨止、天晴月色佳名、今夜不期文
士等兩三參會、仍賦詩、雨夜思明月爲題目、公時朝臣出之、隆有
卿公時家高朝臣行親候之、云々、文筵退散後頃之著寢、于時丑
一點也、而及丑半月明、仍不見之、良辰空過、尤以遺恨也、
元亨二年八月十五日

の五日

元亨三年三月二十一日、春晴を趁うて法華堂近邊の尼寺に
至りて櫻花を賞し給ふ。數十株の晚櫻、或は開き、或は落ち、遅
速異なるも、盛興多く、山に登り、水に臨みて優遊し給ひ、花前に
酒を酌み給ひ、寺中禁ありと雖、別義を以て密密一獻ありと
宣ふ。その御風情仰察するに餘りありと謂ふべし。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

法花堂御幸、又其次近邊尼寺花被御覽、云云、出車一兩、侍共一
兩供奉尼寺也、庭上有十餘本晚櫻、或開、或落、遲速雖異、盛興是
多、登山臨水、暫以優遊、其後於花前卷簾供茶、又供膳、是此寺資
名卿有縁之故、内々參會所聊儲也、寺中雖有禁、以別義密々有
一獻、尼衆又所知也、是戒法王勅不可違佛勅之故也、及晚還御、

元亨三年三月二十一日の條。

同年十月東山石藏等に御幸し、各所の紅葉を賞觀し給ひて毎に尤も興ありと宣ひ、時に短冊に御製を書して園主に與へ給へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

密々爲覽紅葉幸東山、公秀卿下部被召之、牛飼者摩護羅丸也、女院御同車、予又女房二人在後也、公秀卿國房基成等卿、資明經顯等朝臣一車、又女房一車連軒也、先到白河殿、當時爲律院次覽實相院跡、增基備正房也、去年燒失了、紅葉尤足眺望、又到入江姬君第、又到前關白

岡本第一覽、眺望尤有興、云云、元亨三年十月十四日の條。

晴、爲覽紅葉幸石藏、已一點出御、予又准后女房一人在後、出車一兩、兼高卿已下又一兩連轅、午刻至石藏、大雲寺已下、歷覽紅葉尤有興、又至聖護院二品親王長谷房、地形尤有興、具親卿山莊又見之、外故三位中將彦仁卿之舊宅、當時爲女傳頭之、即今日乘車、後也、當時在承仁、親王方也、聊

開破子、亭子出短冊之間、面々書歌、短冊有二之間、予一首書詩了、即歸路之便至道昭僧正山莊、是經高卿遺跡、傳領云云、元亨三年十月十日の條。

日月二十一日の條。

同年十一月、上苑の池に船を浮べて音曲を弄し給へり。

晴、明月乘船、云云、元亨三年十一月十二日の條。

晴、入夜天陰、雨雪平地三寸許、及深更雪晴、月既宛如子猷山陰之興、上皇女院乘船兩三廻、兼高卿郢曲、元亨三年十一月十五日の條。

以上は法皇が親ら記録したまひたる事實の二三に過ぎず。然れども今抄出したるところに依りて、法皇の御風情を窺ふに餘りあるなり。

然るに法皇の御威嚴は、御遊樂によりて毫も損せらるゝことなし。

元亨三年十月一夜女院に白拍子候して箏を弾じ、種種の雜

藝を演ず。法皇御覽ありて尤も興ありと宣ふ。然れどもこの事予甘心せず。但し近代の風かと宣へり。法皇が遊樂をなし給ふも、常に威嚴を持し給へるを見るべし。

今夜密々白拍子參、於女院御方被聞食、是從三位蔭子知音也、仍來局中、密々所召出也、又令彈箏音曲、尤有興、及種々雜藝也、深更著寢、此事予不甘心、但近代之風歟、云云、元亨二年十月五日の條。

第五章 御信仰

一 御發心

法皇は御幼年の時より佛教に歸依し給ひ、夙に俊幸忠伊等を召し、天台眞言の教義を談じ給ひたるが如し。御即位の後御舊縁ありと云ふを以て、數、是等の僧を召し給へり。護持僧にあらずんば、玉體を加持すること能はざるものなるを、俊

幸が一山伏を以て、二間に參候して加持し奉れるが如きは實に特例なり。而してその御舊縁の尋常ならざるを仰察したてまつるべきなり。御讓位の後も御幼年の時の御舊縁なりと云ふを以て、數、是等の僧を召し給へり。即ち親ら記録し給ふこと左の如し。

俊幸爲加持參入、山伏也。雖非護持僧、自幼年參來之者也、仍如此、延慶三年十月三十日の條。

入夜忠伊律師召寄談、自兒童時常參者也、仍對面也、元亨三年七月十六日の條。

俊幸僧都山伏也。參加持了、退出、正和三年四月十六日の條。

俊幸僧都參加持、是自朕幼少時參之間、雖非護持僧、以別儀令參入者也、嘉元元年閏三月十七日の條、次に五月二十日、各條に見ゆ。

法皇の護持僧は、天台宗の覺雲法親王、忠信僧正等なるか如

く、御在位の時二間に參候して玉體を加持し奉れり。

信忠僧正所修法結願、率伴僧參加持、於二間對面、○延慶三年十月三日の條。

天台座主覺雲法親王初參二間、今夜依七佛藥師法有赦、上卿

左兵衛督、○應長元年正月二十七日の條。

御讓位の後、信忠僧正は例に依り、參候して加持し奉れり。

信忠僧正參加持了、退出、○嘉應元年二月二十九日の條。

尙ほ御幼年の時より佛教に歸依し給へる事實は、御念誦御

受戒等の項に記述すべし。

然るに文保元年二年の頃、兩皇統の紛争漸く激烈なるを致

し、法皇が御境遇の變動を見ずんば已まざらんとするに至

り、法皇は痛く煩累を厭ひ給ひ、専ら佛教に歸依して御意を

慰め給へり。尋いで御讓位ありて御道念更に益、深し。

元年二月十九日夢に淨土に往生すべきよし感じ給ひ、大に

喜び給ひ、衆生往生のこと世饒王佛に於いて決定する所、疑ふ可からず。瑞夢の至り仰信極りなしと宣へり。

二年正月九日の曉、再び夢に速に淨土に往生すべきよし感じ給ひ、是れ心中の本望なり。已にその期近にあるか、感悦極りなしと宣へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今日先日所給本尊奉返渡持明院殿、聊有吉夢事、是偏往生極

樂事、祈請之間、可有感應之由、有告之間、殊喜悅者也、○文保元年二月十九日の條。

其趣衆生往生事、於世饒王佛所治定不可疑、云云、瑞夢之至仰

信無極、爲末代衆生、聊記之、○同條頭書。

此曉見可速往生之由瑞夢、是心中之本望也、先年兩度有此瑞

夢、而又有之、但是者已其期在近歟、感悦無極也、仍殊自命日心

中思後世事、此夢不敢語他人、感悦之甚故也、○元應元年正月九日の條。

當時大に御發心ありて御蓄懷を漏し給ふ。即ち自ら深く御病弱を嘆せ給ひ、幼少より隱居の素意ありと雖、未だ畜懷を遂げず、遺恨何事か之に如かん。氣力太だ弱し、定めて短命の身なるべし。心中常に佛法を學ばんことを思ふと雖、事心と違ふ、人間の常習尤も嘆ずべしと宣ひ、間、經文に對して懺悔の思を起すと雖、時遷り事去り、妄想顛倒に牽かれ、徒に日月を送る、誠に痛しきかな、悲しきかな、と宣へり。更に自ら責め給ひ、蓋し道念深からば、何ぞ世事を厭はん、至堅は磷せず。大隱は朝市に在り。朕が如き愚魯の者、その心淺近にして塵累煩ひ易く、常に退屈を爲すが故に、遁世を思ふと雖、之を遂ぐる能はず。是れ無道心の至りなり、悲むべし。佛天の照覽如何せんと欲すと宣ふに至れり。即ち親ら記録し給ふこと左の如し。

自去夜脚氣更發、及今日彌增氣、殊去年夏比以來、脚氣增氣、此兩三年雖加療治、未見其驗、多年持病也、凡身多病氣性稟意閑、自幼少之者雖有隱居之素意、未遂蓄懷、遺恨之深何事如之哉、氣力太弱、定爲短命之身歟之間、心中常雖思學佛法、事與心參差、人間之習尤可歎、須遂素懷、然而不能忽遁世、至愚之情歎而有餘、凡無常轉變之浮生、誰人持松椿之算、少水之魚喩、誠銘肝者也、間、對經文雖起懺悔之思、時遷事去、牽妄想顛倒、徒送日月、誠痛哉、悲哉、出家之志逐年雖深、徒被引世事、自雖生懺愧、其心不能遂之、若道念深者、何厭世事、至堅不磷、大隱在朝市之謂也、如予愚魯者、其心淺近、塵累易煩、常爲退屈之故、雖思遁世、其心又不能成之、是併無道心之至也、可悲々々、佛天之照覽欲何爲、終日徒然無成事之餘、述心中之蓄懷也、○元元年正月二十日の條。

この後學問修養を事とし給ひ、數、御蓄懷を漏し給へり。閑居

の思逐日切なるも、叡慮許さず。仍て徒に日月を送る。悲むべし、悲むべしと宣ひ、事、心と相違し、徒に歳月を送る。尤も嘆ずべきなり。隨分觀法讀經等を相勵むも、猶ほ世事に妨げられて意の如くならず。遺恨遺恨。何事か之に如かんと宣へり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

閑居之思逐日切、而叡慮不許、仍徒送日月、可悲々々、元亨二年七月十日

閑居之思逐日相催、然而事與心相違、徒送歲月、尤所嘆也、隨分

相勵觀法讀經等、然而猶被妨世事、不如意、遺恨々々、何事如之

哉、元亨二年九月十日

當時法皇御病惱常に平治し難く、風氣、眩氣、及び脚氣等を患ひ給へり。

元亨二年二月上氣により、御顔面腫れ、醫全成等を召し給ひ、灸針等を加へしめ給へり。十五日に至り、漸く輕減したれば、

沐浴し給ひ、大聖入滅の日なるよし宣ひ、御衰弱を厭はせられず、安樂光院、持明院の佛殿なり。に渡御あり。半夜に至るまで維摩經を讀誦し給ひ、翌十六日同じく維摩經を誦讀し給へり。御發心のこと自ら仰察し奉るべきなり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今日左顔腫依上氣也、元亨二年二月二日の條。次に三日、八日、九日、十日、十一日の各條に見ゆ。

今日顔腫以後初沐浴也、依爲釋尊脫梨之日、聊爲禮佛、參安樂

光院、讀維摩經、至半更、元亨二年二月十五日

讀維摩經、元亨二年二月十六日

此の如くにして法皇の御道念益、固く、佛教の門に御一身を投ぜんとし給へるも、事情の許さざるものありて遂げ給ふこと能はず。然れども、日夕御意を傾け給ひて鍊心修行し給ひ、實際の狀況は殆ど佛教の門に御一身を投じ給へるに同

じきことゝなり給へり。

二 御念誦

平安朝以來、世世の天皇毎日御拜して神明を敬し給ひ、吉日御念誦して佛陀を禮し給ひ、且つ毎月六齋日及び十八日は御精進し給ひたるよし。十八日は二間の觀音供の例日なるに因るなり。清涼殿の二間、即ち夜の御殿の東に觀世音菩薩を安置して御本尊となし給ひ、夜居よぐの僧、即ち護持僧常に祇候して玉體を護持し奉り、天皇時に二間に渡御し給ひて御念誦し給ふことありたるよし。これ實に我が皇室の古例なりしなり。古は仁壽殿、及び清涼殿に御本尊安置の儀は燒失したりと。給ひたりしが、承久元年仁壽殿に安置し

法皇は御幼年にして位に即き給ひたるも、毎月六齋日は御精進御念誦し給ひ、御年十六歳以後、殊に深く御歸依あり。毎日御拜の外に、毎日早朝御精進御念誦し給ひ、神事及び御病

あるも佛事強ち憚るべからざるかと宣ひ、御念誦し給ふことあり。且つ毎日御念誦の後、數、二間に渡御し給ひて重ねて御念誦し給へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今日依爲吉日始念誦、自今日毎日如恆、是自去年七月、毎日不闕、神事時許止之、神事并勞外、更不闕、毎日奉仕也。○正和二年正月六日

精進、是毎月事、凡予自幼年毎月六齋、神事、病等外念誦不闕之、

○正和二年正月八日

今日精進、毎月事也、依虛空藏御日也。○正和二年正月十三日

今日精進、念誦、○正和二年正月十八日

今日精進、如恆讀經念誦、此間無何懈怠不記。○正和二年正月十八日

今日神事、然而佛事強不可憚歟、仍每日念誦不止之、又其外念

誦、○正和二年三月一日

今日毎日念誦外、念誦讀經、月二和二年三條。

毎日外又念誦於二間也、月十和二年三條。

毎日念誦之外、於二間念誦、二十和二年三月條。

毎日念誦之外、於二間念誦、二十和二年三月條。

七日、今日精進也、灌佛以前非神事、仍如此、月八和二年四條。

今日依朕雜熱、不可沐浴之由、全成申之間、自今日止之、每日之

拜止之、毎日二間念誦同止之、月九和二年四條。

依神事不精進、先々依虚空藏緣日、自幼少每月精進也、四月十和二年條。

條の

今日依賀茂祭神事、毎月二間觀音供無之、於眞言院修之、二十和二年四條。

月十八條。

念誦等如常、二十和二年四月條。

今日於二間讀經等、月八和二年五條。

今日精進也、月十和二年五條。

今日精進也、於二間讀經誦呪、月十和二年五條。

今日毎日念誦之外、於二間讀經誦呪、月十和二年五條。

毎日念誦外、於二間觀音御前讀經誦呪了、二十和二年五月條。

觀音供如例、月十和二年六條。

今日雜熱事怖畏之間不沐浴、供魚味之後、念誦并讀經等止之、

月二十和二年六條。

今日風氣之後始沐浴、毎日拜并二間念誦自今日奉仕之、二十和二年六條。

月二十八條。

以上は正和二年正月より六月に亘り記録し給へるところなり。これに依りて法皇尙ほ御少年にして、深く佛教を信仰し給へる事實を明にし、その毎日必ず御念誦し給へる御精勤を見ては、實に畏れ且つ仰がざるを得ざるなり。

深草院御月忌御幸六條殿尤可精進之處、不知時刻、至曉食魚味了、仍不能參長講堂、上皇又同前御幸止、凡予自幼年每朝精進讀經念誦不闕、曉鐘以後不食魚味、不女犯也。○元年三月十一日、月十六日の條。

三 御受戒

法皇が始めて戒を受け給ひたる年月未だ詳ならざるも、正和元年御歳十六歳にして十戒を受け給ひ、それより毎月十五日三十日に梵網經を讀誦し給ひ、翌二年二月西大寺の如圓上人を召し給ひて五戒を受け給ひ、後數、如圓上人を召し給ひて五戒を受け給ひへり。
即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今日精進念誦、梵網經如恒讀之、○正和二年正月十五日の條。

毎月梵網經如例讀之、凡去年自受十戒、毎月十五日晦日十重禁讀之、更不懈怠、所勞神事日除之也。○正和二年正月二十九日の條、正月二十九日、同日の條、五月十日の條。

梵網經讀誦のこと、正和二年三月三十日、四月十五日、二十九日等の各條に見ゆ。

如圓上人參、五戒受之、法文等讀之、數尅退出、精進念誦、○正和二年八月二日の條。

今日如圓上人參、受五戒法談、○正和二年二月二十五日の條。

如圓上人參、受戒、○正和二年二月二十七日の條。

如圓上人參、受五戒、法談暫退出、○正和二年二月二十九日の條。

如圓上人參、受五戒、法談暫退出、○正和二年二月三十日の條。

如圓上人參、受五戒、抑此上人參門事有□申人、云云、法皇御在世之時、思圓上人此上人之師也、三十日參、云云、其外者例多、於上古者、不及謂事也、然者何限當時有難哉、且此由關白稱之、○正和二年三月四日の條。

今日如圓上人參、受五戒、今日本命也、而忘却供魚味、○正和二年三月七日の條。
同年三月高野山の實融上人を召し給ひて十戒を受け給ひ、後又數、如圓上人を召し給ひて五戒を受け給へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

今日高野證道上人參、受十戒、如圓上人又參、受五戒、○正和二年三月

如圓上人參、受五戒、○正和二年三月

如圓上人參、授五戒、○正和二年四月

今日如圓上人參、受印、眞言少々、又受五戒、○正和二年四月

如圓上人參、受五戒、○正和二年四月

如圓上人參、受五戒、○正和二年七月

如圓上人參、演說地藏本願經受五戒、○正和二年十月

如圓上人參、演說地藏本願經、受五戒、○正和二年十月

如圓上人參、演說千手經、即受五戒了退出、○正和二年十月

當時如圓上人頻に宮中に入るを以て、稍世評に上りたるが

如し。然れども法皇益深く御歸依し給ひ、朕幼少の時より深

く佛教に歸すを以て、謗難を忘れて法門の事を談すと宣ひ。

上人參内は近例あり。依りて此の如しと宣ひ。朕本自ら求法

の志切なれば、身を捨つと雖、何ぞこれを惜まん。仍て諸人の

誹謗を顧みず參入せしむと宣ふに至れり。御年二十歳未滿

の御少年にして、この言をなし給ふを見ては、その御堅心の

こと實に驚くべきなり。蓋し上人參内は近例ありと宣ふは、

龜山法皇の御歸依により、數その師睿尊律師の參内するに

隨侍したるを謂ひ給ふものなるべし。

如圓上人參、受五戒、法談良久退出、此上人如此參内事、世上嘲

弄云々、然而未止之、予自幼少之時深歸佛教之間、忘謗難談法

内事未止、○正和二年十月

今日如圓上人參、朕并女房等令受五戒、○正和三年二月

此日如圓上人參、受五戒、一也、一此上人參内、諸人誹謗云々、朕本

深歸佛法、不顧人所難者也、且上人參内有近例、仍如此、不知案

内人加難歟、○正和三年三月五日の條。

如圓上人參、受五戒、○正和三年三月九日の條。

今日如圓上人參、受戒、○正和三年閏三月十一日の條。

今日如圓聖人參、受戒、○正和三年閏三月十三日の條。

今日如圓上人參、受戒、○正和三年閏三月十五日の條。

如圓上人參、受五戒、良久法談、云々、○正和三年閏三月十九日の條。

如圓上人參、受五戒、讀金剛般若經、○正和三年閏三月二十七日の條。

如圓聖人參入、受五戒、此上人連々參事、諸人誹謗、云々、朕本自

求法志切者、雖捨身更何惜之、仍不願諸人謗、不止參入事、○正和三年四月

日十六條。

如圓上人參、受五戒、○正和三年六月二十八日の條。

如圓上人參、受五戒、○正和三年六月三十日の條。

この後數年間の事宸記缺けたるを以て知るべからず。

文保元年二月西大寺靜寬上人を召し給ひて十戒を受け給

ひ、三年二月知道上人を召し給ひて戒を受け給へり。知道は

西大寺の僧ならんも、傳詳ならず。

今日西大寺長老靜寬上人參、受十戒、○文保元年二月十七日の條。

知道上人參、受戒談法文、○文保三年二月二十八日の條。

元亨元年二月西大寺の淨寬上人を召し給ひて戒を受け給

へり。淨覺は字宣瑜と云ひ、向に興福寺より西大寺に遷り住

し、學徳の譽あり。法皇は徳藹共に高く、尤も仰信すべし、説戒

誠に感あり。眞實慈悲心に住し、衆生を濟度す。生願私無きか、

頻りに感涙を催すと宣へり。二年九月同じく淨覺上人を召

して八齋戒を受け給ひ、且つ御意あり、女房等皆十重戒を受

けたり。

西大寺長老淨覺聖人參、面之受戒、徳藹共高、尤可仰信、説戒誠

有感、眞實住慈悲心、濟度衆生、生願無私歟、頻撼感涙、云々、元亨〇年

日年二月二
條。

今日西大寺上人參、受八齋戒、院御方又有出御、女房等同受十

重戒、元亨二年九月
十三日條。

已に此の如く法皇は御少年の時より戒を受け給へり。毎に西大寺の律僧を召して戒師となし給へば、睿尊律師中興の四分律、及び梵網戒の戒儀に依りて戒を受け給ひたるなり。元亨三年七月に至り、天台宗の慈嚴僧正を召して始めて大乘圓頓戒を受け給へり。

此日受圓頓戒於慈嚴僧正。元亨三年七月
十四日條。

當時法皇は天台眞言淨土禪等の諸宗の高僧を召して教義を講究し、且つ修行し給へり。而して慈嚴僧正數、宮中に候し、天台宗の教義を説きたれば、法皇はその説により、大乘圓頓

戒を受け給ふに至れり。

この後再び圓觀上人より大乘圓頓戒を受け給ひ、戒脉を相承し給へり。

四 御聽聞

御佛事の際、法皇毎に渡御ありて御聽聞し給ひ、導師の表白唱說等に御耳を傾け給へること、亦その御熱心を窺ふを得べし。

毎年の恒例なる最勝講、盂蘭盆講、佛生會、佛名會等の事は、今説明するまでもなし。

當時歴代天皇皇后等の御年忌、御月忌等に方り、衣笠殿、六條殿、白河殿等に於いて、法華懺法、曼荼羅供養、經供養等盛に行はせらる。而して法皇は毎に必ず御參拜ありて、導師の表白唱說等に御耳を傾け給へり。

元應元年六月三日伏見天皇の御月忌に丁り、法皇衣笠殿に渡御あり。導師顯俊遅参したれば、急に澄俊僧都を以て導師となし給ひ、法皇その唱説を聴きて感嘆し給ひ、演説停滞せず、誠に家の餘慶かと宣へり。蓋し澄俊僧都は所謂る説經師にして、澄憲僧都の流を汲めるものなるべし。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

於衣笠殿御月忌如例、御導師顯俊遅参之間、以澄俊僧都爲導師、雖卒不及書説、演説不停滞、誠家之餘慶歟。○元應元年六月三日の條。

八月三日、御月忌に丁り、衣笠殿に於いて法華懺法を始行せられ、法皇渡御ありて御聽聞し給ひ、且つその後御寫經奉納供養し給ひ、二十四日に十種供養をなし給ふ。その法式尊嚴莊重を極む、法皇渡御ありて御聽聞し給ひ、導師憲守已講の唱説を感嘆し給ひ、且つ今日の儀、人間の壯觀、佛門の大善なり、よく筆紙の盡すところにあらざるよし宣へり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し、

依御月忌參衣笠殿、如例、先懺法聽聞了、云云、酉刻許御月忌如例、導師憲守已講、云云、初夜懺法聽聞了、退出。○元應元年八月三日の條。

寅刻、後夜懺法聽聞、午刻許、日中並黄昏懺法了、退去、于時酉刻○元應元年八月八日の條。

今日參衣笠殿、暫時可祇候也、云云、于時黄昏也、御懺法之間聽聞之、懺法了、休息。○元應元年八月十七日の條。

寅一點、懺法一時、其後入御、即被始寫經、先伽陀表白等了、御座被移端、被寫經、面々書寫之、○元應元年八月十八日の條。

寫經如昨日、○元應元年八月十九日の條。
寫經之外無事、○元應元年八月二十一日の條。

今日筒奉納、面々加封、○元應元年八月二十三日の條。

今日十種供養也、午刻裝束了、那花色直衣同指其女經康卿、國房卿刷之、未剋許左大臣參、伶人著座、公卿等皆參、但關白遲參及數刻、申半刻關白參、公卿著殿上、僧侶參上、著座簀子座次、持幡童進階下、舞童各捧十種供具、進庭上、地下伶人先吹盤涉調調子、次奏鳥向樂、此間僧侶相分立寶座東西、右也左此間朕出聽聞所南面、關白褰簾、朕出暫佇立簀子、待上皇出御、上皇出御、御聽聞所、東西簾關白同褰之、令立寶座西、慈嚴僧正所立之南也、朕入正面間立寶座樂、兼禮法印次關白立上皇南、左大臣立朕南、大臣皆長中宮大夫立關白南、簀子、權大納言藤原朝臣季立左大臣南、簀子、次第傳供僧了、諸卿復座、上皇入御、朕入本所、其後傳供樂、堂上堂下簾中簾外管絃合奏、宛如聽仙樂、伽陀相和、忽又加梵音伽陀、雖十種管絃奏五曲、上皇於御聽聞所簾中、時々彈比巴給、仁和寺宮内々候御聽聞所中聽聞之、左大臣右手有雜熱、云云、仍

時々彈箏、又和絃管之曲、添唱歌之音、導師欲昇之間、伶人奏樂、導師昇高座、先啓白、次讚、御願文、此間光景既及昏黑、仍廳官召次所等、南階左右炬火列立、大所官東召導師憲守已講也、辯舌懸河、說法了、欲下高座之間、伶人又奏曲、導師下了、猶不止曲調、千秋樂五反奏之、當第五反、上皇令彈琵琶給、事了、緇素退散、今日之儀人間之壯觀也、佛門之大善也、旁以非口筆所記、不解委細耳、

元平八月二十四日の條。

蓋し十種供養は法華經法師品の説に依り、華、香、瓔珞、抹香、塗香、燒香、幡蓋、衣服、伎樂、合掌の十種を以て、所謂る如法經、即ち法の如く書寫せられたる法華經を供養する法式なり。經供養の尤も莊重なるものにして、之に過ぎたるものなし。

その法に依れば、供養終る後、如法經守護の古式に従ひ、經を銅筒に納めて嚴封したるに、供養の器具を副へて、土中に埋藏するものとす。然れば、後世往々にし、經筒を盗らるるに、經筒か鏡等と盛いにも行は各地に於いて、證明せられたり、保存せらるるに、經筒か、徒らに好事家

多きの玩弄に歸するもの
多きを惜み一言附記す。

深草の法華堂、長講堂等に於いて、法華懺法等を行はせらるること亦甚だ多し。法皇毎に渡御ありて御聽聞し給ふ。今一列舉説明せず。

然るに法皇が御佛事の際、導師の唱説等を批評し給へる事實に至りては、大に法皇の御熱心を窺ふべきなり。

元亨元年九月三日、伏見天皇の御月忌に丁り、深草の法華堂に於いて、法華懺法、及び經供養を始行せられ、法皇渡御ありて御聽聞し給ふ。澄俊僧都、忠性僧都、憲守律師等、交、阿彌陀經を唱説す。法皇憲守律師の唱説を聞き給ひて、譜代と雖名譽なし。然り而して相傳の法文神妙と謂ふべしと宣ひ、忠性僧都の唱説を聞き給ひて、亦説法の體神妙と謂ふべしと宣ふ。然るに澄俊僧都の唱説を聞き給ひ、説法當時名譽の者なり。

誠に堪能と謂ふべし。懷舊の思を催す。而して猶ほ殊に淺近なるを恨む。説くところの法文太だ淺近にして、徒に悲哀を増し、妄想を添ふべきのみ。愚人聞く所の感心を以て、能説となす、甚だ迷へるかな。遂に清淨の説法にあらず。自他必ず罪業となるべし。悲むべし、悲むべしと宣へり。又澄俊辯説を吐くは感心尤も多く、諸人涙に咽ぶ。予は只清淨の説法にあらざるを傷む。然り而して尤も感ありと宣へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

辰二點御幸深草法花堂、資名重資資明等供奉、宸筆阿彌陀經憲守律師講釋之、事了退下、予修諷誦、禪衆敬白之事了、還御如例、自今日五種行被始之、予同具行、御月忌先欲被行之處、布施違亂之間、先被行五種行、酉刻被始之、緇素參會、予自簾中出着座、相續上皇出御、懺法二時、寫經後入御、被供養御經、又有御月

忌、其後初夜懺法、事了休息、解説導師澄俊、御月忌忠性、元亨三年九月三日

今日儀如昨日、解説忠性、元亨三年九月五日

解説憲守、雖譜代無名譽、然而相傳法文一論說之可謂神妙、元亨三年九月五日

元亨三年九月五日

懺法讀經寫經等如例、今日導師澄俊說法、當時名譽者也、誠可謂堪能、催懷舊之思、而猶殊恨淺、□□故所說之法文太淺近、徒增悲哀、可添妄想耳、愚人以所聞之感心爲能說、甚迷哉、遂非清淨說法、自他必可爲罪業、可悲々々、元亨三年九月六日

事々如例、今日忠性說經、法文隨分演說之、說法之體可謂神妙、元亨三年九月七日

元亨三年九月七日

今日朝夕懺法如例、供養憲守云云、今朝朝座以前召忠性、令讀法花三昧行法、暫法談、不及讚訖、仍召置之、獨加一見、元亨三年九月八日

今日懺法等如例、解説澄俊、吐辯說感心尤多、諸人咽涙、予只傷非清淨之說法、然而尤有感、元亨三年九月九日

今日結願也、辰二點後夜日中二時早懺法也、其後寫經未經、未剋許初夜懺法、其後解説如例忠性也、隨分吐辯說、其後又召憲守、於御持佛堂令供養、被寫愛染明王□事了、亥刻還御、八箇日五種行無爲結願、尤爲悅、元亨三年九月十日

九月二十一日より衣笠殿に於いて淨土曼荼羅の供養あり。法皇前夜より渡御あり。同日より連日導師本道上人の唱説を聞き給ひ、聽聞の外他事なしと宣へり。即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

晚頭直參衣笠殿、依重資令供奉、自明日本道聖人可說曼荼羅之間、自今夜參也、元亨三年九月二十日

申刻許本道聖人參、說淨土曼荼羅、一時餘演說、元亨三年九月二十一日

演説如昨日、二十元元年九月

説曼荼羅外無事、二十元元年九月

聽聞之外無他事、二十元元年九月

演説如日來、二十元元年九月

今日演説如例、入夜被供養佛經、是玄輝門院御沙汰也、佛者故

院御塔面被圖阿彌陀佛、經者深草院御本裏被書阿彌陀經、元〇

十元元年九月二
十六日の條。

今日結願也、内々送單重一領、二十元元年九月

この後數、澄俊本道の唱説を聞き給ひ、毎に批評し給へり。而

して澄俊僧都の唱説巧妙なるも卑俗なるを嫌ひ給へり。元

亨二年閏五月二十三日、後鳥羽天皇宸筆阿彌陀佛號の供養

に渡御あり。導師澄俊僧都の唱説を聞き給ひて、辯説尤も巧

妙なりと宣ひ。三年三月十日北山第の經供養に渡御あり。亦

導師澄俊僧都の唱説を聞き給ひて、説法の體優美にして感

情を催す。稽古の力なしと雖、累代の餘風辯説聽くべし。今日

の説法先度に超過す。辯説ありと雖、頗る俗辭多し。而して今

日の啓白は先度の尤も優美なるに如かずと宣へり。

即ち親ら記録し給ふこと、左の如し。

於御持佛堂被供養後鳥羽院宸筆名號三會一幅、澄俊僧都爲

導師、辯説尤〇妙、事了取女院御衣、自簾下上皇直給之、仰云、楚

忽啓白無所遺、殊隨喜々々、歡喜退出、〇元亨二年閏五
月二十三日の條。

澄俊頻述旨趣、説法之體優美、催感情、雖無稽古之力、稟累代之

餘風、辯説可聽、今日説法超過于先々、雖有辯説、頗進俗詞等多

之、而今日啓白不似先々之尤優美也云云、〇元亨三年九
月十日の條。

正中二年九月二十六日菊亭に御幸あり。法事讚を御聽聞し

給ひ、導師頓惠法師の當麻曼荼羅讚嘆の唱説を聞き給へり。